

障害者
分野

女川町

障害者計画 第6次
障害福祉計画 第6期
障害児福祉計画 第2期

障害のある人もない人も、町民すべてが支え合い
安心して自立して暮らしができるまち
おながわ



令和3年度~令和5年度
女川町

はじめに

東日本大震災からの10年、町民や関係者の皆様とともに復興まちづくりを進めてまいりました。

令和3年4月にしおかぜ保育所の開所、女川消防署が開庁することで復興まちづくりも完了し、新たな10年に向けて将来を見据えたまちづくりへと、さらなる一步を踏み出しています。

平成31年3月に策定された「女川町復興計画」の後継となる、「女川町総合計画2019」に掲げている本町の将来像

『いのち』と『暮らし』をみんなが紡ぐまちを目指して、「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」となるよう、保健・医療・福祉施策を推進していきます。

本計画は、この総合計画の障害者分野の計画として位置づけられ、「障害のある人もない人も、町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を基本理念に、いきいきとした生活のための支援、住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実、安心・安全で快適なまちづくりの推進、障害福祉サービスの体制充実をめざしています。

そのために、障害の有無に関わらず誰もが相談につながり、必要な支援を受けることができ、障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるように、新たに相談支援体制の構築と情報提供の充実、地域生活支援体制整備を構築することを重点施策とし取り組んでまいります。

結びに、本計画の作成に当たり、アンケート、ヒアリング等で貴重な御意見をいただきました町民の皆様、事業者の皆様、熱心な御審議をいただきました女川町老人等保健福祉計画推進委員会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

女川町長 須田善明



目次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画の目的と枠組み	3
1 計画の背景	3
2 計画の目的	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 策定体制	7
6 法令・制度改正の動き	8
第2章 女川町の障害のある人を取り巻く現状と課題	9
1 人口・世帯	9
2 障害のある人の現状	12
3 障害福祉サービスの利用状況	16
4 アンケートの結果	23
5 関係機関へのヒアリング	42
6 自立支援協議会からの意見	45
7 前期計画の評価	46
8 計画策定に当たっての課題	52
第3章 計画の考え方	55
1 基本理念	55
2 基本目標	56
3 重点施策	57
4 計画の体系	59
第2部 障害者施策の展開	61
第1章 いきいきとした生活のための支援	63
1 雇用・就労の促進	63
2 生活支援サービスの提供	64
第2章 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実	65
1 ケアマネジメント・相談支援体制の充実	65
2 地域移行・地域定着支援	66
3 生活安定のための支援	67
4 権利擁護の充実	68

5 家族等への支援	69
第3章 安心・安全で快適なまちづくりの推進	70
1 支え合い助け合う社会の実現	70
2 緊急時・災害時の安心・安全策の強化	71
第4章 障害福祉サービスの体制充実	72
1 障害福祉サービスの充実と質の向上	72
2 障害児支援の充実	73
3 福祉人財の確保・育成	74
第3部 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）	75
第1章 基本的考え方と成果目標	77
1 考え方、視点	77
2 計画の目標値の設定	78
第2章 障害福祉計画（第6期）	87
1 障害福祉サービスの全体像	87
2 見込量と確保策	91
3 見込み量確保のための方策	100
第3章 障害児福祉計画（第2期）	101
1 障害児通所支援等の内容	101
2 見込量と確保策	102
3 見込み量確保のための方策	104
第4部 計画の推進体制	105
第1章 老人等保健福祉計画推進委員会での評価・点検	107
第2章 広域的な推進体制の構築	108
1 圏域の設定と事業の推進	108
2 石巻市女川町自立支援協議会の体制充実	108
資料編	109
1 検討体制	111
2 検討経緯	112
3 障害者計画・障害福祉計画策定のための調査の調査項目	113
4 用語集	114

第1部 計画の概要

第1章 計画の目的と枠組み

1 計画の背景

(1) 「女川町総合計画 2019」の策定

震災と津波により多くの犠牲者を出した東日本大震災から10年。本町での復興の羅針盤とした「女川町復興計画」は計画期間を終えることとなり、復興残事業を継承し、新たな10年に向けた町政の基本的方向を示した「女川町総合計画2019」が策定されました。

総合計画の基本構想では、町がめざす将来像として、『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまちのもと、現在、5つの政策目標を掲げ、基本計画に示す施策方針・基本施策に基づき施策を推進しています。

保健・医療・福祉分野においては、政策目標3の「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」のもとで、「住民同士の支え合いがあるまちをつくります」、「安心して暮らせるまちをつくります」「子供が健やかに育つまちをつくります」「心身ともに元気に暮らせるまちをつくります」の方針に沿った施策が展開されています。

図表1-1-1 女川町総合計画の概要

【基本構想（女川町がめざす将来像）】

『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまち

【5つの政策目標】

- 1 海と山が感じられ、誰もが暮らしたくなる安全・安心・快適なまち《生活・環境分野》
- 2 未来に向かって海と人が輝き、地域を支える産業のまち《産業分野》
- 3 地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち《保健・医療・福祉分野》
- 4 町民全体が生涯にわたって学び合い、心豊かに、生きる力を育むまち《教育・文化・スポーツ分野》
- 5 効率的・効果的な行財政運営と協働による持続可能なまち《人材育成分野》

【基本計画（施策方針・基本施策）】

- (1) 住民同士の支え合いがあるまちをつくります
 - ・ 防災意識向上のための啓発活動を推進します
- (2) 安心して暮らせるまちをつくります
 - ・ 町内で持続可能な医療体制を維持します
 - ・ 女川町地域福祉センターの機能を充実させます
 - ・ 住み慣れた地域での暮らしを実現する仕組みを充実させます
 - ・ 高齢者や障害者の福祉の支援策やサービスを充実させます
 - ・ 障害者理解のための教育活動を推進します
 - ・ 障害者の雇用と就労を促進します
 - ・ 生活困窮者等への支援策を充実させます
- (3) 子供が健やかに育つまちをつくります
 - ・ 子育て世代をサポートし、子育てを支える地域の実現を推進します
 - ・ 児童の健全な育成を支援します
 - ・ 保育所施設の充実を図ります
- (4) 心身ともに元気に暮らせるまちをつくります
 - ・ 健康寿命の延伸のための取組みを推進します
 - ・ 生活習慣病の発症予防と重症化予防を徹底していきます
 - ・ 食育を推進します
 - ・ 介護予防を推進します

(2) 女川町のまちづくりの状況

女川町の復興まちづくりは平成27年3月の石巻線全線開通と女川駅開業に伴う、おながわ復興まちびらきを契機に、「ゆぽっぽ」や「シーパルピア女川」等、駅前の商業施設や交流施設等が開業し、大きく進展してきました。

また、早期から整備が進められていた災害公営住宅は、平成25年度の運動公園住宅を皮切りに、平成29年度の荒立住宅まで、戸建て・集合住宅を合わせた859戸が供給され、換地も含めたすべての住まいの建設・整備が終了しています。

さらに平成30年10月には、生涯学習センター、保健センター及び子育て支援センター、図書館を併設した女川町役場が高台に移転し開庁しました。また、女川小学校と女川中学校は新築し、新たに施設一体型小中一貫教育学校として令和2年8月に開校しています。旧女川小学校敷地内には、「女川町立しおかぜ保育所」が新たに整備され令和3年4月に開所を迎えるなど、復興まちづくりを進めています。

2 計画の目的

本計画は、以上の復興まちづくりの経過を踏まえ、「女川町総合計画2019」の本町がめざす将来像「『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまち」に基づいた「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」に向けた計画の一つであり、平成30年3月に策定した「女川町障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）」を踏まえて、令和3年度から令和5年度にわたる本町の障害のある人と障害のある児童の施策の考え方と目標を具体化した計画です。

なお、本計画で対象とする障害のある人は、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害などの障害のある人を含みます。

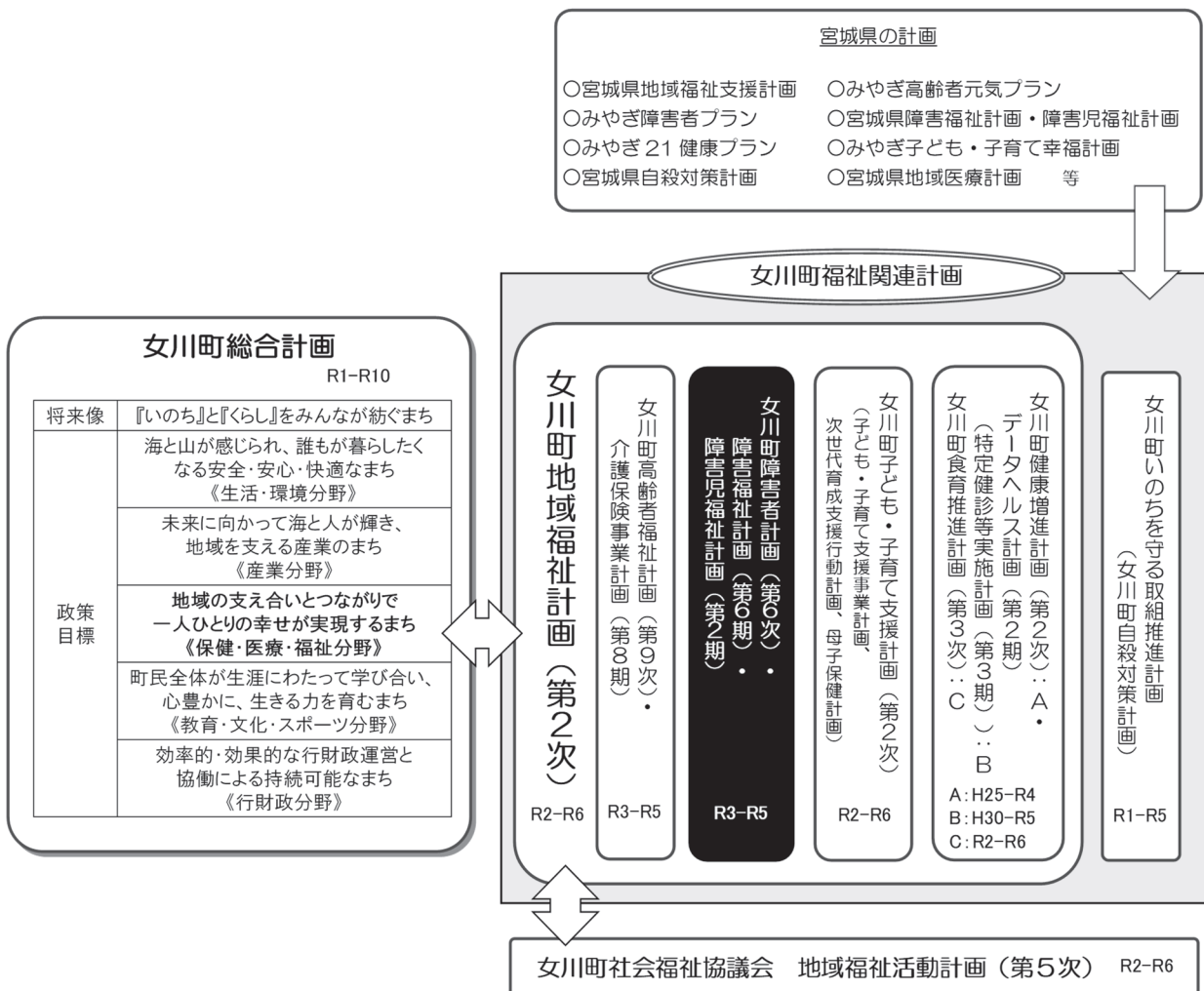
3 計画の位置づけ

本計画は、平成30年3月に策定された「女川町総合計画2019」の将来像である『いのち』と『暮らし』をみんなが紡ぐまちに基づき、「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」に向けた計画の一つとして位置づけられる計画です。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本町の他の福祉関連計画と整合性を持つ計画であり、その他の都市基盤・産業分野の計画や文化・教育分野の計画とも連携した計画です。さらに、国や宮城県の関連する計画とも整合性を持つ計画です。

図表1-1-2 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。本計画も含めた、各福祉関連計画のスケジュールは図表のとおりです。

図表1-1-3 計画期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
女川町復興計画 女川町総合計画	女川町復興計画 H23～30年度				女川町総合計画 2019 R1～10年度							
地域福祉計画	地域福祉計画(第1次)				地域福祉計画(第2次)							
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者福祉計画(第7次)・ 介護保険事業計画(第6期)		高齢者福祉計画(第8次)・ 介護保険事業計画(第7期)		高齢者福祉計画(第9次)・ 介護保険事業計画(第8期)							
障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画	障害者計画(第4次)・ 障害福祉計画(第4期)・ 障害児福祉計画(第1期)		障害者計画(第5次)・ 障害福祉計画(第5期)・ 障害児福祉計画(第1期)		障害者計画(第6次)・ 障害福祉計画(第6期)・ 障害児福祉計画(第2期)							
子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援事業計 画、次世代育成支援行動計 画、母子保健計画)	子ども・子育て支援計画(第1次) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)				子ども・子育て支援計画(第2次) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)							
健康増進計画・ データヘルス計画・ 特定健診等実施計画	健康増進計画(第2次) H25～R4年度				データヘルス計画(第2期)				特定健診等実施計画(第3期)			
食育推進計画	食育推進計画(第2次)				食育推進計画(第3次)							
女川町のちを守る取組推進 計画(女川町自殺対策計画)				策定	女川町のちを守る取組推進計画 (女川町自殺対策計画)							
女川町社会福祉協議会 地域福祉活動計画	地域福祉活動計画(第4次)				地域福祉活動計画(第5次)							

5 策定体制

(1) 老人等保健福祉計画推進委員会

学識経験者や各種団体、事業者、町民代表から構成された「女川町老人等保健福祉計画推進委員会」において検討します。

(2) 障害のある人に向けたアンケートの実施

障害のある人の日常生活の状況、地域生活の状況、障害福祉サービスの利用状況・利用意向、相談・情報、文化芸術活動、防災、障害者福祉施策への意向を探り、地域で安心して自立した生活を続けるための施策を検討すること、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に役立てることを目的とし、「女川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査」を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

図表1-1-4 「女川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査」調査概要

調査対象	障害者手帳所持者 全数	349 人
	①身体障害者手帳交付者	280 人
	②療育手帳交付者	31 人
	③精神障害者保健福祉手帳交付者	38 人
調査方法	郵送配布－郵送回収	
調査時期	令和2年7月3日(金)～7月22日(水)	
有効回収数 (有効回収率)	全体:210(60.2%) ①:172(61.4%)、②:17(54.8%)、③:21(55.3%)	
調査項目	基本属性、住まい、日常生活、障害福祉サービス、外出、就労、相談・情報、文化芸術活動、防災、医療、権利擁護、施策、介助者の状況	

(3) 関係機関へのヒアリング

関係機関に計画策定に当たっての課題、要望等についてヒアリングを実施しました。

(4) 自立支援協議会からの意見聴取

石巻市女川町自立支援協議会から現況・課題、計画に必要なこと等に関して意見をいただきました。

(5) パブリックコメント

計画策定に当たり、計画素案を町ホームページに掲載し、令和3年2月12日(金)から令和3年2月24日(水)までパブリックコメントを募集しました。

6 法令・制度改正の動き

平成30年3月の「女川町障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）」策定以降の法改正等の動向は以下のとおりです。

- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（H30.6施行）
- ・ギャンブル等依存症対策基本法（H30.10施行）
- ・ユニバーサル社会実現推進法（H30.12施行）
- ・読書バリアフリー法（R1.6施行）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（R2.4施行）

また、令和2年5月19日に厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が通知されました。改正では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項の基本的理念に、新たに「障害福祉人材の確保」と「障害者の社会参加を支える取組」を追加されています。

◆基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害者の社会参加を支える取組
- ・障害福祉サービス等の質の向上
- ・障害福祉人材の確保

◆成果目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

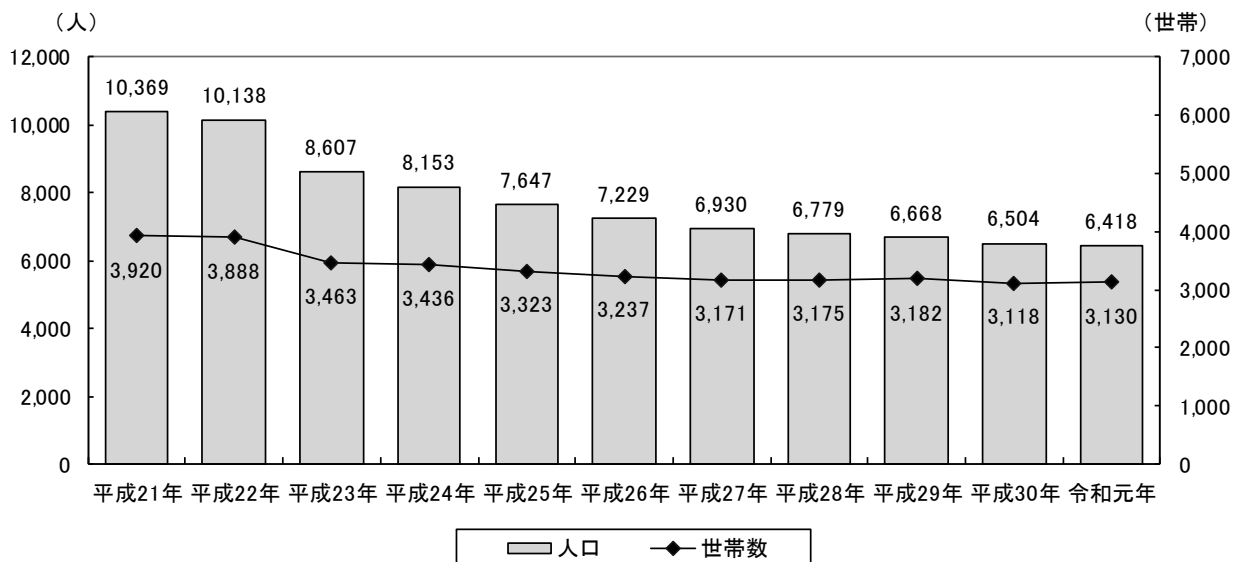
第2章 女川町の障害のある人を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯

(1) 人口・世帯数の推移

本町の人口の推移をみると、東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて、大幅に減少し、平成27年以降は7,000人以下となっており、令和元年は6,418人となっています。世帯数は平成27年まで減少し、その後は3,100世帯台で推移し、令和元年は3,130世帯となっています。

図表1-2-1 人口・世帯数の推移(各年9月末現在)



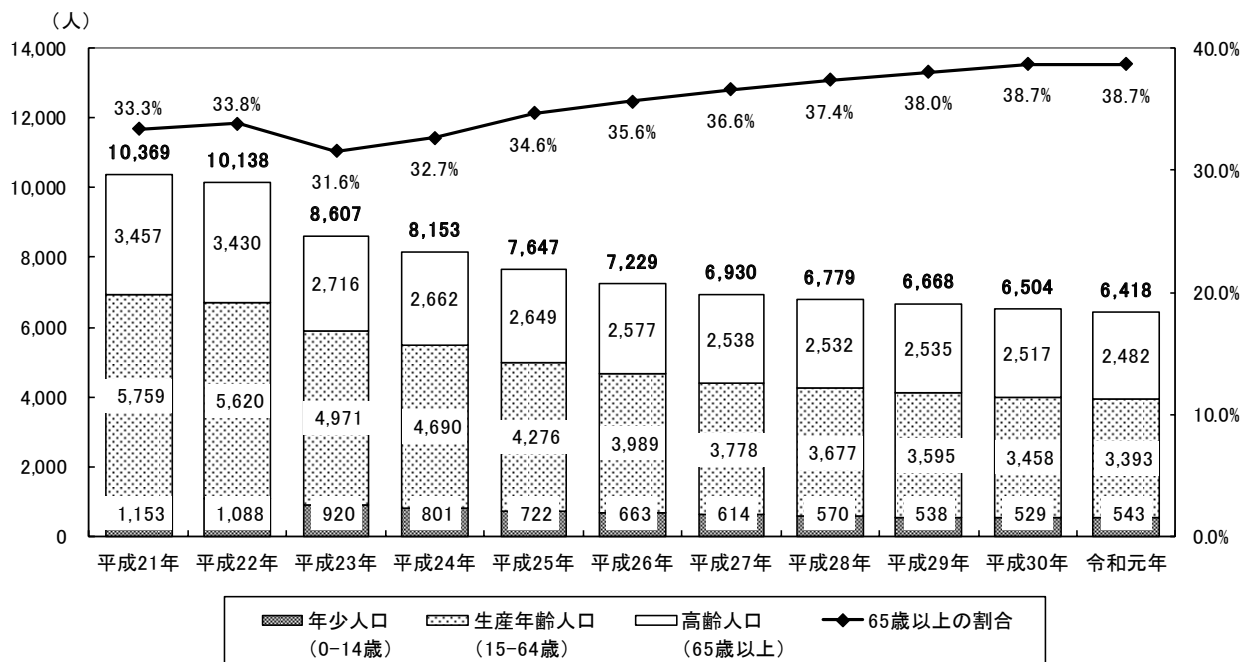
資料:女川町住民基本台帳

※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(2) 年齢3区分別人口の推移

本町の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向です。高齢人口（65歳以上）は平成27年まで減少傾向でしたが、その後は2,500人程度で推移しています。しかし、全人口が減っているため、高齢人口（65歳以上）の占める割合は高くなっており、令和元年は38.7%となっています。

図表1-2-2 3区分別人口の推移(各年9月末現在)



資料:女川町住民基本台帳

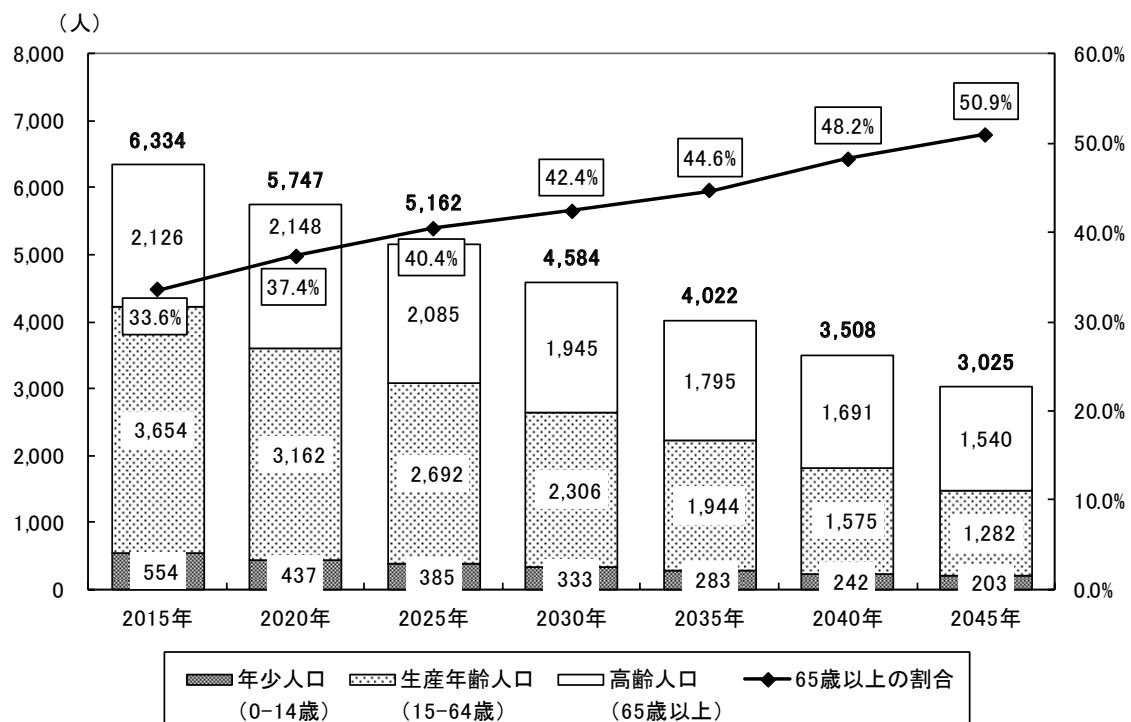
※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(3) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口によると、本町の人口は今後も減少し、2030年には4,584人、2040年には3,508人になると予測されています。

3区分別にみると、どの区分も2020年以降は減少すると予測されていますが、全人口に占める高齢人口の割合は高くなり、2025年に40%、2045年に50%を超えると予測されています。

図表1-2-3 3区分別の人口推計(各年10月1日現在)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

※各年10月1日時点の推計人口：2015年は国勢調査による実績値

2 障害のある人の現状

(1) 手帳交付状況

身体障害者手帳の交付数は平成28年度から減少傾向にあり、令和元年度は293人となっています。障害別にみると、「体幹・肢体不自由」が129人で44.0%、「内部障害」が112人で38.2%となっています。

図表1-2-4 身体障害者手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
内部障害	149	177	155	139	146	132	140	127	119	112
体幹・肢体不自由	172	192	171	161	154	141	142	130	124	129
聴覚・平衡機能	32	31	23	30	30	31	29	30	30	29
視覚障害	22	24	19	18	19	15	16	13	17	19
音声・言語・咀嚼機能障害	12	11	11	6	3	4	5	3	3	4
合計	387	435	379	354	352	323	332	303	293	293

資料：健康福祉課

療育手帳の交付数は平成28年度から横ばいであり、令和元年度は44人となっています。令和元年度の内訳は、A（重度）が20人、B（その他）が24人となっています。

図表1-2-5 療育手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
A(重度)	24	27	26	24	23	19	18	20	20	20
B(その他)	28	31	29	29	28	27	26	23	24	24
合計	52	58	55	53	51	46	44	43	44	44

資料：健康福祉課

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあり、令和元年度は52人となっています。等級別にみると、特に2級、3級が増加傾向であり、令和元年度の内訳は、1級が3人、2級が30人、3級が19人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、平成29年度から増加傾向にあり、令和元年度は109人となっています。

図表1-2-6 精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移
（各年度末）

（人）

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
精神障害者 保健福祉手帳 交付者数	1級	4	5	4	5	3	2	2	2	3	3
	2級	15	15	16	18	20	24	26	26	28	30
	3級	8	7	8	10	9	10	8	10	16	19
	合計	27	27	28	33	32	36	36	38	47	52
自立支援医療 （精神通院医療）受給者数		98	63	91	99	102	91	96	87	102	109

※平成23年度の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は東日本大震災の影響で一時的に減少している。

資料：健康福祉課

（2）特別支援学級の状況

特別支援学級に在籍する生徒数は、令和元年度は小学校、中学校ともに4人となっています。

図表1-2-7 特別支援学級に在籍する生徒数の推移

（人）

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
小学校	2	0	2	2	5	4	4
中学校	2	2	2	2	1	3	4

資料：教育総務課

(3) 心身障害者医療費助成状況

心身障害者医療費の助成対象者は、平成28年度から減少傾向にあり、令和元年度は165人となっています。一方、助成件数は平成28年度から増加傾向にあり、令和元年度は3,902件となっています。

助成額は平成28年度から30年度は増加傾向にありましたが、令和元年度に減少し1,828万円程度となっています。なお、障害のある児童は、子ども医療費助成で対応しています。

図表1-2-8 心身障害者医療費の対象者・助成件数の推移(各年度末)

(単位:人、件)

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
国保	対象者	90	129	41	98	87	77	68	64	62	59
	助成件数	1,690	697	743	1,432	1,084	1,161	877	953	1,225	1,450
社保	対象者	43	45	28	33	25	23	22	24	22	20
	助成件数	815	170	220	535	460	539	477	565	611	567
後期 高齢者	対象者	145	82	58	136	119	96	91	86	88	86
	助成件数	2,550	606	753	1,553	1,329	1,407	1,683	1,752	1,719	1,885
合計	対象者	278	256	127	267	231	196	181	174	172	165
	助成件数	5,055	1,473	1,716	3,520	2,873	3,107	3,037	3,270	3,555	3,902

資料:健康福祉課

図表1-2-9 心身障害者医療費の助成額の推移(各年度末)

(単位:万円)

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
国保		1,138	450	472	809	760	735	707	604	767	726
社保		613	104	91	247	178	258	288	374	458	445
後期 高齢者		1,295	295	329	685	578	680	678	751	630	657
合計		3,046	849	892	1,741	1,516	1,673	1,673	1,729	1,855	1,828

※平成22年度から所得制限廃止

※平成23年・24年度は、東日本大震災の影響により、各種医療保険による医療費免除適用

資料:健康福祉課

(4) 心身障害者対策の推移

心身障害者対策の推移をみると、補装具等給付（交付）は平成28年度から増加傾向にあり、令和元年度は12件となっています。補装具等給付（修理）は、平成28年度から30年度まで増加傾向でしたが、令和元年度に微減しており、11件となっています。

更生医療給付受給者は、平成28年度から30年度まで増加傾向でしたが、令和元年度に微減しており、22人となっています。

心身障害者医療費助成受給者は、平成28年度から減少傾向であり、令和元年度は165人となっています。

特別障害者手当受給者は、平成28年度から微増傾向であり、令和元年度は3人となっています。

特別児童扶養手当受給者は、平成28年度から上下があるものの一定であり、令和元年度は9人となっています。

福祉タクシーは平成28年度から30年度は減少傾向でしたが、令和元年度は増加しており、延べ3,945件となっています。

自動車ガソリン費助成は、平成28年度から上下があるものの一定であり、令和元年度は延べ246件となっています。

図表1-2-10 心身障害者対策の推移(各年度末)

(単位:人、件)

		平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
補装具等 給付	交付	14	28	16	6	14	3	4	9	9	12
	修理	0	2	4	5	6	2	4	5	12	11
更生医療給付		32	31	30	26	26	23	17	19	23	22
心身障害者医療費助成		278	256	127	267	231	196	181	178	172	165
特別障害者手当等		10	7	6	4	4	2	1	1	2	3
特別児童扶養手当		16	14	14	13	12	10	9	7	9	9
福祉タクシー		6,986	4,456	5,059	4,928	4,612	4,375	4,299	4,129	3,657	3,945
自動車ガソリン費助成		—	223	336	315	272	266	245	252	248	246

※震災によりガソリン費については平成23年度以降を掲載

資料:健康福祉課

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、平成29年度から令和元年度にかけて、時間、実利用者数ともに増加傾向でしたが、令和2年度はサービスの利用時間数の減少や休止により利用が少なくなっています。

図表1-2-11 訪問系サービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第3期		第4期			第5期		
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等 包括支援	サービス量 (時間)	97	97.6	75.4	62.9	48.3	50.25	77.16	62.16
	実利用者数 (人)	11	10	9	5	4.08	4.66	7.25	7

※令和2年度は9月時点の月当たり実績

(2) 日中活動系サービス利用状況

生活介護のサービス量は、平成28年度から増加傾向にあり、令和2年度は226.5人日となっています。実利用者数は横ばいであり、令和2年度は11人となっています。

自立訓練（生活訓練）は、サービス量、実利用者数ともに平成29年度から増加傾向にあり、令和2年度は35.5人日、実利用者数は2人となっています。

就労移行支援は、平成29年度は利用がありませんでしたが、平成30年度からは利用があり、令和2年度はサービス量が18人日、実利用者数が1人となっています。就労継続支援（B型）は、平成29年度からサービス量は減少傾向、実利用者数は横ばいであり、令和2年度はサービス量が351.5人日、実利用者数は17.5人となっています。就労定着支援は、第5期からのサービスですが利用はありません。

療養介護は、平成29年度から令和2年度まで、実利用者数が1人となっています。

短期入所は、平成29年度から、サービス量、実利用者数ともに増加、減少を繰り返しており、令和2年度はサービス量が6人日、実利用者数が1人となっています。

図表1-2-12 日中活動系サービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第3期		第4期			第5期		
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活介護	サービス量 (人日)	176	185	194.8	172.0	194.8	198.3	200.83	226.5
	実利用者数 (人)	13	11	11	11	9.5	9.75	10.08	11
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日)	0	0	2.8	19.4	4.3	9.16	27.5	35.5
	実利用者数 (人)	0	0	2	2	0.6	0.7	2	2
就労移行 支援	サービス量 (人日)	18	0	1.1	1.4	0	23.3	19.41	18
	実利用者数 (人)	1	0	1	2	0	2.16	1.91	1
就労継続 支援 (A型)	サービス量 (人日)	0	10.1	39.5	37.7	39.8	5.16	0	0
	実利用者数 (人)	0	2	2	2	1.8	0.25	0	0
就労継続 支援 (B型)	サービス量 (人日)	266	302.5	286.5	288.3	402.1	397.3	366.3	351.5
	実利用者数 (人)	17	18	17	17	17.3	17.25	18	17.5
就労定着支援	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	0	0	0
療養介護	実利用者数 (人)	2	2	2	2	1	1	1	1
短期入所	実利用者数 (人)	19	19.8	7.0	3.8	5.6	37.8	0.23	6
	サービス量 (人日)	2	4	3	1	0.6	1.5	1.5	1

※令和2年度は9月時点の月当たり実績

(3) 居住系サービス利用状況

自立生活援助は、第5期からのサービスですが利用はありません。
 共同生活援助（グループホーム）は、平成29年度から15人程度で横ばいとなっています。
 施設入所支援は、平成29年度から微増し令和元年度・2年度は6人となっています。

図表1-2-13 居住系サービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第3期		第4期			第5期		
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立生活援助	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人)	14	14	16	16	15	15.41	15.16	15
施設入所支援	実利用者数 (人)	6	6	6	5	4.5	5.75	6	6

※令和2年度は9月時点の月当たり実績

(4) 相談支援サービス利用状況

計画相談支援は、平成28年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度は大幅に減少し、月当たりの実人数は6人となり、平成30年度、令和元年度は9人となっています。
 地域移行支援、地域定着支援は、平成30年度から利用がありません。

図表1-2-14 相談支援サービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第3期		第4期			第5期		
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	2	31	35	36	6	9	9	2
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0.2	0	0	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月時点の月当たり実績

(5) 障害のある児童に向けたサービス利用状況

児童発達支援は、令和元年度までは利用がありませんでしたが、令和2年度からは利用があり、0.16人となっています。医療型児童発達支援は、令和2年度まで利用はありません。

放課後等デイサービスは、実利用者数が平成29・30年度は0人でしたが、令和元年度からは1人の利用があり、令和2年度は0.16人となっています。

保育所等訪問支援は、令和2年度まで利用はありません。

居宅訪問型児童発達支援は、障害児福祉計画第1期からのサービスですが利用はありません。

障害児相談支援は、平成28・29年度は利用がありましたが、平成30年度は0人、令和元年度は月当たりで0.58人、令和2年度は月当たりで0.33人となっています。

図表1-2-15 障害のある児童に向けたサービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第3期		第4期			障害児福祉計画 第1期		
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童発達支援	サービス量 (人日)	0	0	0	0	0	0	0	0.33
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0.16
医療型 児童発達支援	サービス量 (人日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	サービス量 (人日)	28	21.3	19.5	20.3	0	0	1.66	0.33
	実利用者数 (人)	2	2	1	2	0	0	1	0.16
保育所等 訪問支援	サービス量 (人日)	0	0	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量 (人日)	—	—	—	—	—	0	0	0
	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	0	0	0
障害児 相談支援	実利用者数 (人)	1	0	0	2	0.3	0	0.58	0.33

※令和2年度は9月時点の月当たり実績

(6) 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業については、市町村が実施主体である等、地域の実情に応じた事業の実施が求められています。

①相談支援事業

相談支援事業は、委託相談支援事業所を維持しています。また、石巻市とともに地域自立支援協議会を設置しています。

図表1-2-16 地域支援事業【相談支援事業】の実績

(年当たり)

	単位	第3期		第4期			第5期		
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業									
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	か所	有	有	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	か所	有	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	か所	有	有	無	無	有	有	有	有

※令和2年度は9月時点の実績

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成30年度、令和元年度は1件の利用がありました。が、令和2年度は利用がありません。

図表1-2-17 地域支援事業【コミュニケーション支援事業】の実績

(年当たり)

	単位	第3期		第4期			第5期		
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
コミュニケーション支援事業	件	0	0	1	0	0	1	1	0

※令和2年度は9月時点の実績

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業について、平成29年度以降、介護・訓練支援用具は令和元年度のみ、自立生活支援用具は平成30年度のみ利用があります。在宅療養等支援用具は、平成29年度は利用がありませんでしたが、平成30年度以降は1人の利用があります。

情報・意思疎通支援用具は平成29年度から令和元年度は8～9件の利用があり、令和2年度は15件に増加しています。排せつ管理支援用具は、平成29年度から減少傾向にあります。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、平成30年度に1件の利用がありました。

図表1-2-18 地域支援事業【日常生活用具給付等事業】の実績

(年当たり)

	単位	第3期		第4期			第5期		
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付等事業	件	129	60	108	60	80	76	72	55
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	1	0	0	2	0
自立生活支援用具	件	0	2	2	0	0	2	0	0
在宅療養等支援用具	件	3	5	4	2	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	0	8	8	9	9	15
排せつ管理支援用具	件	125	51	102	49	72	63	60	39
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	1	0	0	0	1	0	0

※令和2年度は9月時点の実績

④移動支援事業

移動支援事業は、実利用者数が平成29年度は5人、平成30年度は6人、令和元年度は7人となっています。延べ利用時間数は、平成29年度の165時間から大幅に減少し、平成30年度は56時間、令和元年度は65時間となっています。

図表1-2-19 地域支援事業【移動支援事業】の実績

(年当たり)

	単位	第3期		第4期			第5期		
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	人	9	5	3	5	5	6	7	4
延べ利用時間数	時間	357.5	337.5	209	206.5	165	56	65	30.5

※令和2年度は9月時点の実績

⑤地域活動支援センター

地域活動支援センターは、本町内に1か所あり、実利用者数は、平成30年度は5人となり、令和元年度は7人、令和2年度は5人となっています。

図表1-2-20 地域支援事業【地域活動支援センター】の実績

(年当たり)

	単位	第3期		第4期			第5期		
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	6	6	7	7	7	5	7	5

※令和2年度は9月時点の実績

⑥日中一時支援事業

日中一時支援事業は、実利用者数は、平成29年度の3人から令和元年度まで増加し、7人となっています。延べ利用日数は、平成29年度は298日、30年度は281日、令和元年度は285日となっています。

図表1-2-21 地域支援事業【日中一時支援事業】の実績

(年当たり)

	単位	第3期		第4期			第5期		
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	人	4	3	4	1	3	5	7	5
延べ利用日数	日	77	82	48	2	298	281	285	141

※令和2年度は9月時点の実績

⑦社会参加促進事業

手話奉仕員養成研修事業は、平成28・29年度は1人でしたが、平成30年度からは0人となっています。令和2年度はコロナウイルスの影響により養成研修事業自体が中止となっています。

図表1-2-22 地域支援事業【社会参加促進事業】の実績

(年当たり)

	単位	第3期		第4期			第5期		
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	人	1	2	0	1	1	0	0	0

※令和2年度は9月時点の実績

4 アンケートの結果

令和2年7月に、本町に居住している障害者手帳所持者全員に「女川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査」を実施しました。次に主な結果を記載します。

(1) 基本属性

あて名本人の年齢は、身体障害者は、「75歳以上（53.5%）」が5割を超え、最も多くなっています。

知的障害者は、「学齢期（小学校入学～中学校卒業）（17.6%）」、「30～34歳（17.6%）」、「35～39歳（17.6%）」、「45～49歳（17.6%）」が同率で最も多くなっています。

精神障害者は、「40～44歳（19.0%）」と「45～49歳（19.0%）」が同率で最も多くなっています。

図表1-2-23 年齢(障害別)【経年比較】

		(%)															
		乳幼児期（0～5歳）	学齢期（小学校入学～中学校卒業）	中学校卒業後～17歳	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	無回答
身体障害	令和2年度（N=172）	0.6	1.7	0.0	0.6	0.0	1.2	0.0	1.2	1.7	5.8	5.2	4.1	7.6	16.3	53.5	0.6
	平成29年度（N=216）	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	3.2	2.3	3.7	7.4	9.3	15.3	54.2	2.3
	平成26年度（N=238）	1.7	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4	0.8	1.7	3.4	2.1	3.8	5.9	78.6			1.3
知的障害	令和2年度（N= 17）	0.0	17.6	0.0	0.0	11.8	17.6	17.6	11.8	17.6	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	平成29年度（N= 25）	0.0	16.0	0.0	12.0	4.0	12.0	8.0	8.0	12.0	8.0	0.0	4.0	0.0	4.0	12.0	0.0
	平成26年度（N= 29）	3.4	3.4	3.4	10.3	6.9	10.3	13.8	24.1	10.3	3.4	6.9	3.4	0.0			0.0
精神障害	令和2年度（N= 21）	0.0	0.0	9.5	4.8	4.8	0.0	4.8	19.0	19.0	9.5	4.8	14.3	4.8	4.8	0.0	0.0
	平成29年度（N= 19）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	26.3	15.8	15.8	15.8	5.3	10.5	0.0	0.0
	平成26年度（N= 17）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	11.8	17.6	23.5	0.0	29.4	11.8			0.0

※平成26年度は「65歳以上」でたずねている

(2) 住まい

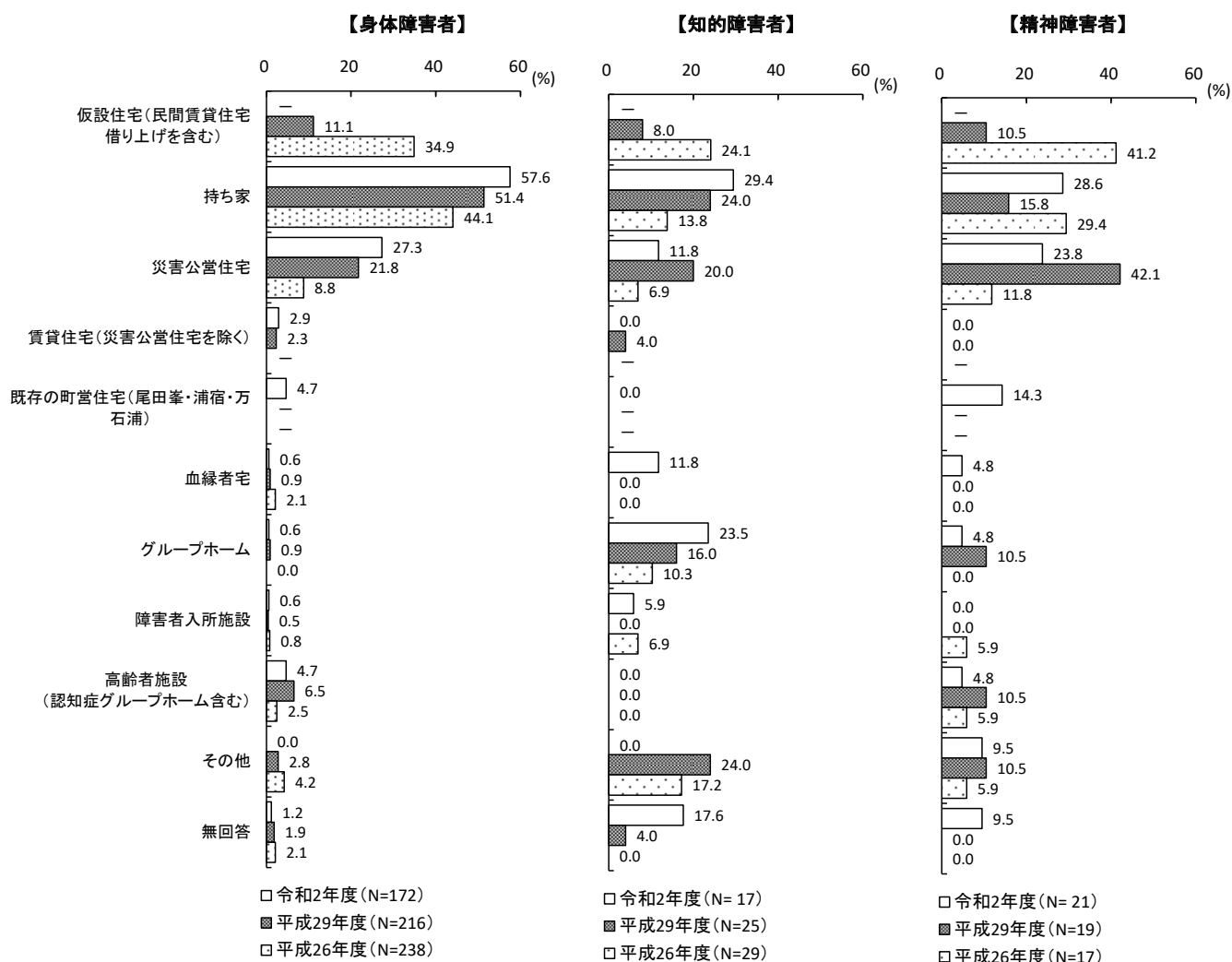
住居形態は、身体障害者は、「持ち家(57.6%)」が最も多く、「災害公営住宅(27.3%)」が続いています。

知的障害者は、「持ち家(29.4%)」が最も多く、「グループホーム(23.5%)」が続いています。

精神障害者は、「持ち家(28.6%)」が最も多く、「災害公営住宅(23.8%)」が続いています。

過去調査と比較すると、令和2年度は「仮設住宅」がなくなったこともあり、身体障害者は「持ち家」の割合が高くなっています。知的障害者は「持ち家」と「グループホーム」の割合が高くなっています。精神障害者は平成29年度から「災害公営住宅」の割合が低くなり、「持ち家」の割合が高くなっています。

図表1-2-24 住居形態(障害別)【経年比較】



(3) 近所づきあいの程度

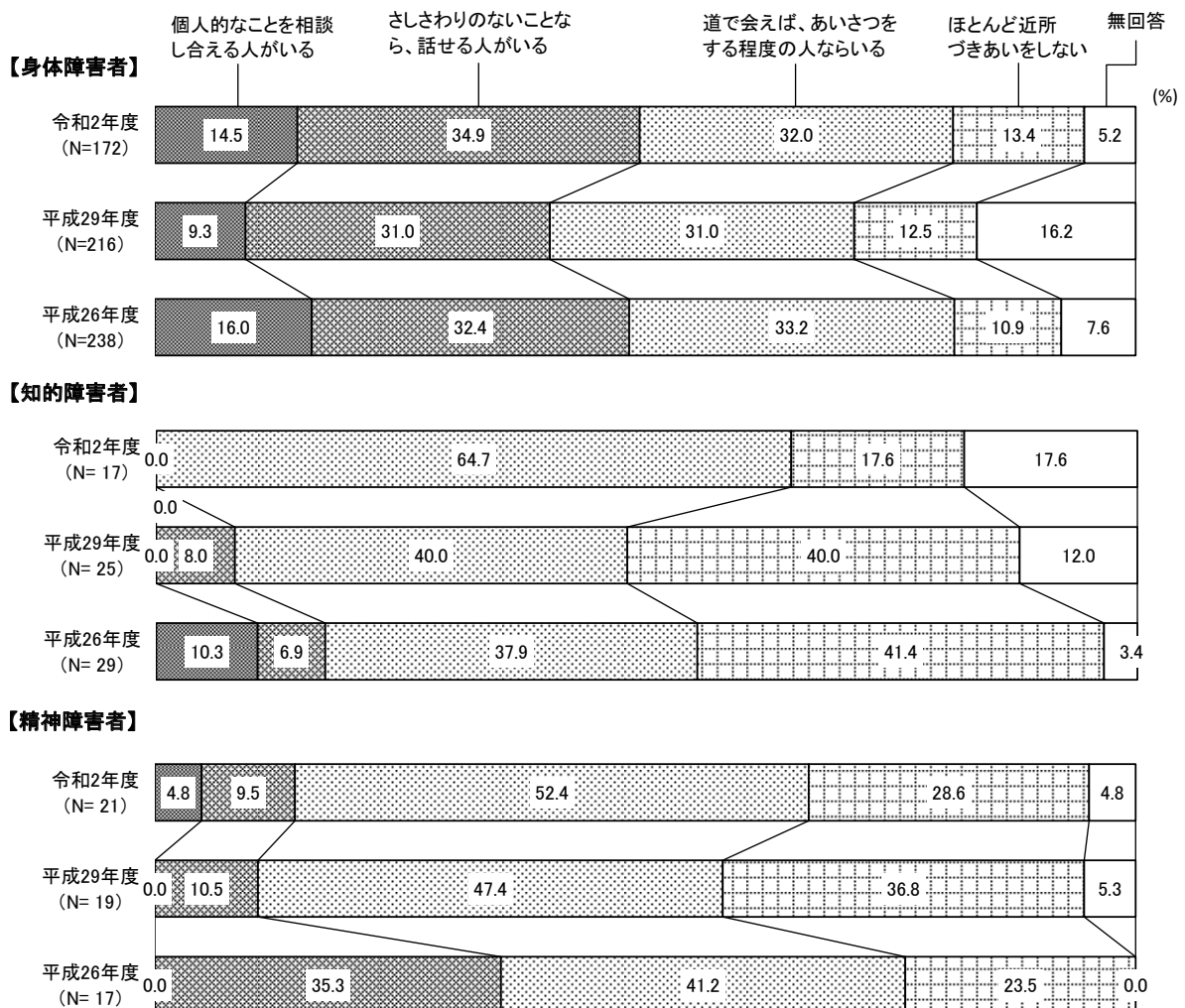
隣近所の人とのつきあいの程度は、身体障害者は、「さしさわりのないことなら、話せる人がある（34.9%）」が最も多く、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる（32.0%）」が続いています。

知的障害者は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる（64.7%）」が6割台を占めて最も多く、「ほとんど近所づきあいをしない（17.6%）」が続いています。

精神障害者は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる（52.4%）」が半数を超えて最も多く、「ほとんど近所づきあいをしない（28.6%）」が続いています。

過去調査と比較すると、身体障害者では「個人的なことを相談し合える人がある」の割合が平成26年度から平成29年度に低くなりましたが、平成29年度から令和2年度にかけて高くなっています。知的障害者は、令和2年度は「個人的なことを相談し合える人がある」、「さしさわりのないことなら、話せる人がある」が0.0%でしたが、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」の割合は高くなり、「ほとんど近所づきあいをしない」の割合は低くなっています。精神障害者では、平成29年度から令和2年度にかけて「ほとんど近所づきあいをしない」の割合が低くなっています。

図表1-2-25 近所づきあいの程度(障害別)【経年比較】



(4) 外出

①外出の頻度

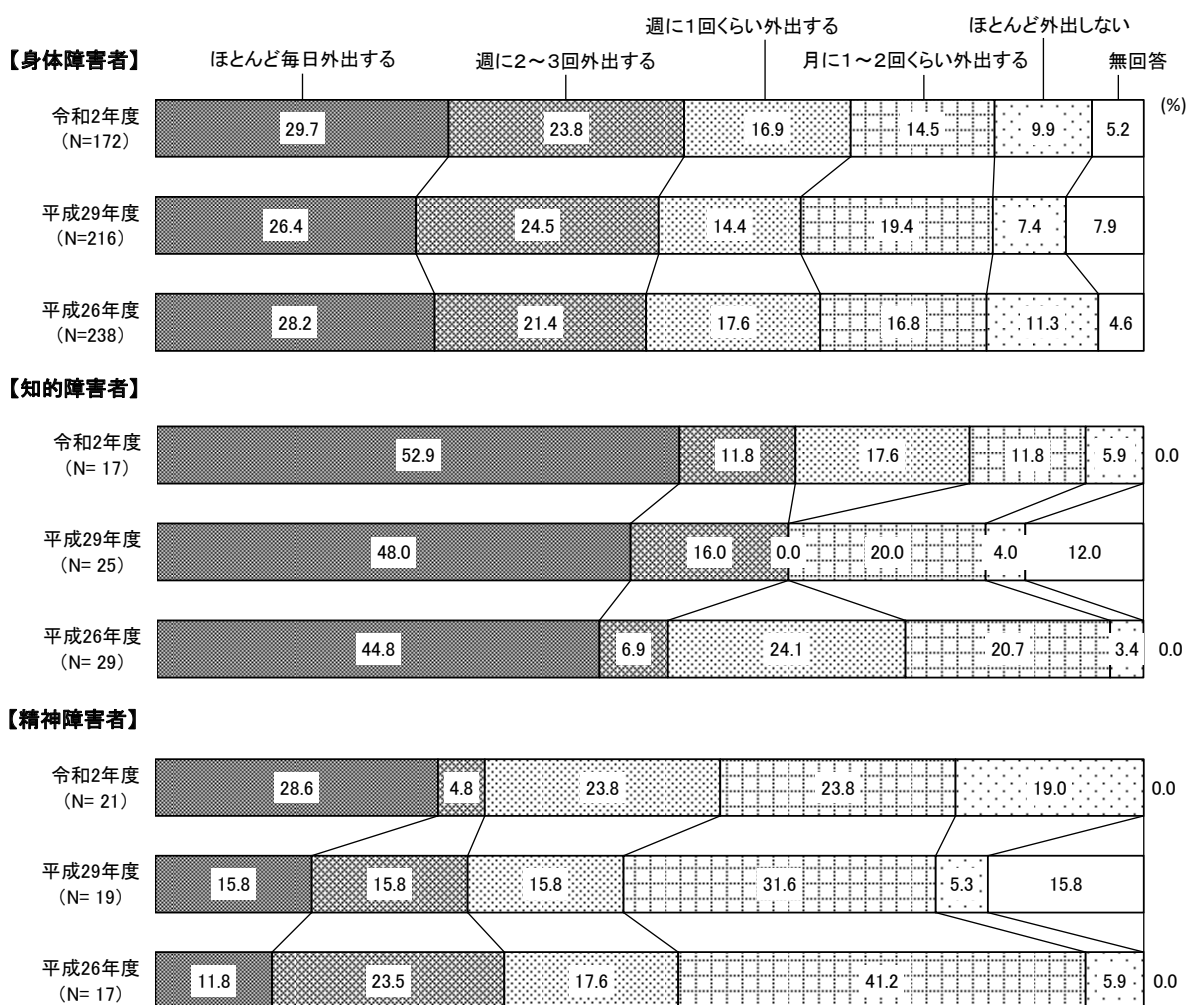
外出の頻度は、身体障害者は、「ほとんど毎日外出する(29.7%)」が最も多く、「週に2~3回外出する(23.8%)」が続いています。

知的障害者は、「ほとんど毎日外出する(52.9%)」が最も多く、「週に1回くらい外出する(17.6%)」が続いています。

精神障害者は、「ほとんど毎日外出する(28.6%)」が最も多く、「週に1回くらい外出する(23.8%)」と「月に1~2回くらい外出する(23.8%)」が同率で続いています。

過去調査と比較すると、身体障害者では平成29年度から令和2年度にかけて「ほとんど毎日外出する」の割合が高くなっています。知的障害者と精神障害者では「ほとんど毎日外出する」の割合が徐々に高くなっています。

図表1-2-26 外出の頻度(障害別)【経年比較】



②外出の際に不便に思うこと

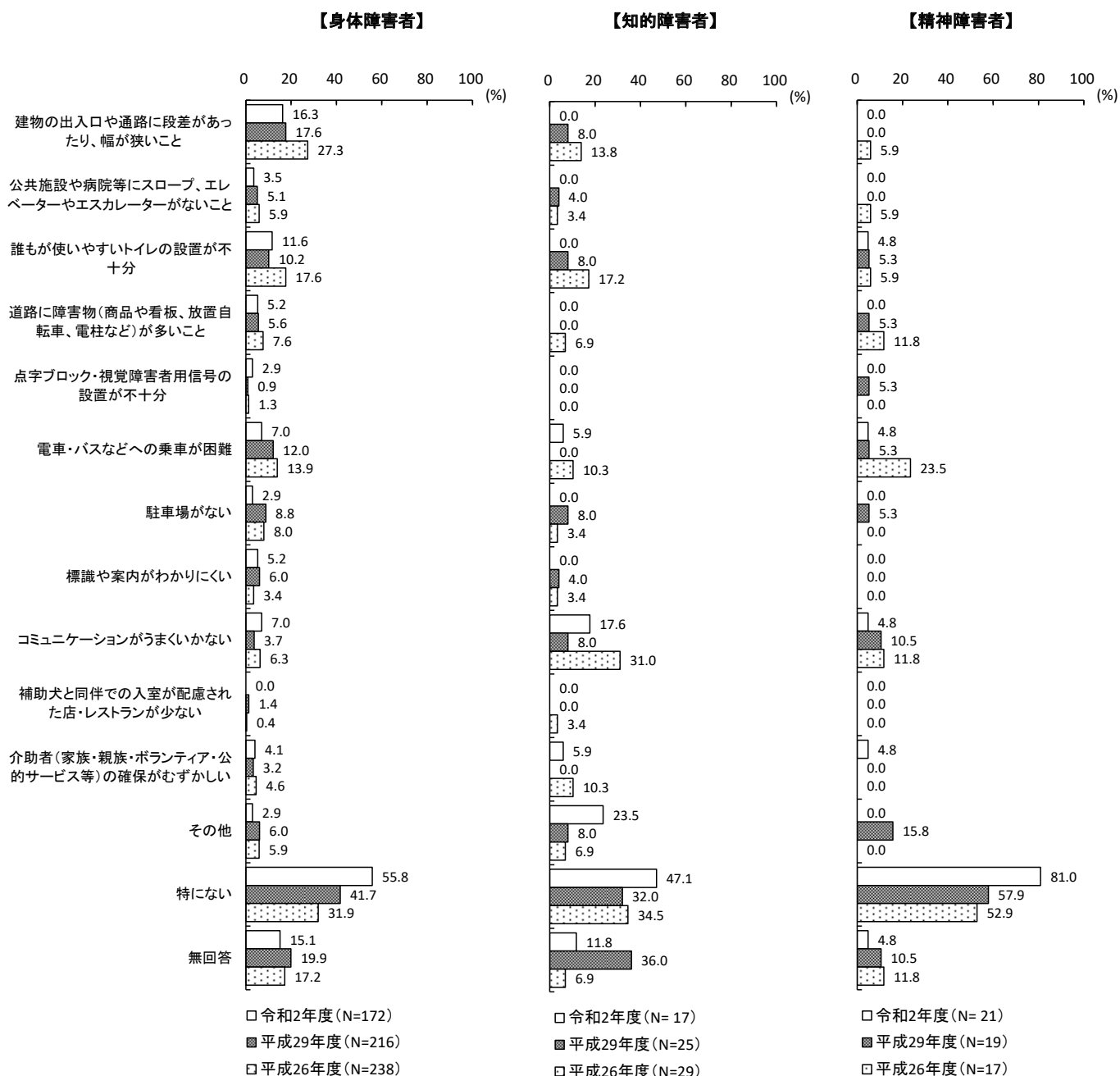
外出の際に不便に思うことは、身体障害者は、「特にない」が55.8%となっています。不便に思うことは、「建物の出入り口や通路に段差があったり、幅が狭いこと(16.3%)」が最も多く、「誰もが使いやすいトイレの設置が不十分(11.6%)」が続いています。

知的障害者は、「特にない」が47.1%となっています。不便に思うことは、「その他(23.5%)」が最も多く、「コミュニケーションがうまくいかない(17.6%)」が続いています。なお、「その他」の具体的な内容は「車が飛ばして危ない」などです。

精神障害者は、「特にない」が81.0%となっています。

過去調査と比較すると、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに平成29年度から令和2年度にかけて「特にない」の割合が高くなっています。

図表1-2-27 外出の際に不便に思うこと(障害別:複数回答)【経年比較】



(5) 就労

①就労状況

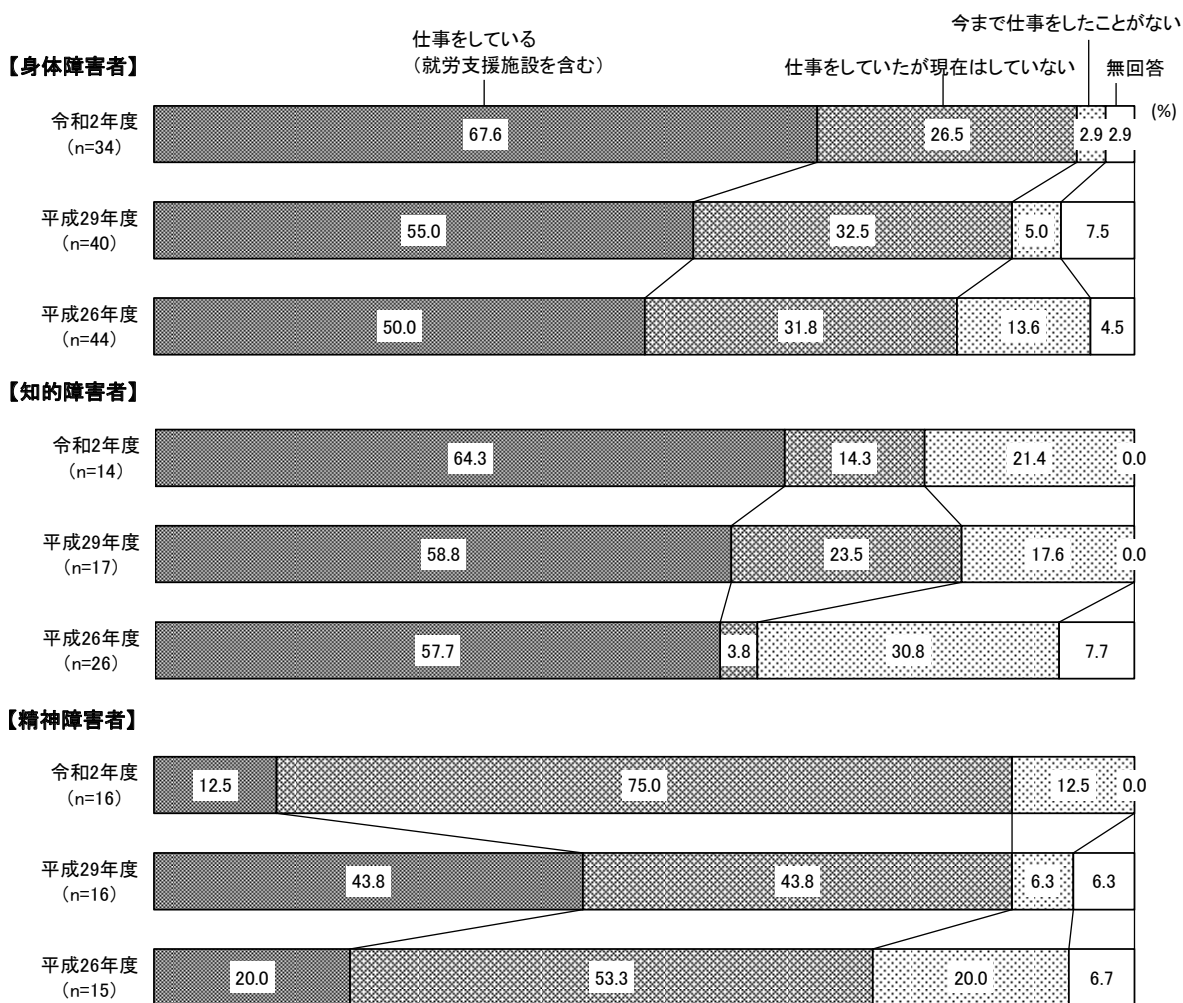
就労状況について、18～64歳に限ってみると、身体障害者は、「仕事をしている（就労支援施設を含む）」が67.6%、「仕事をしていなかったが現在はしていない」が26.5%となっています。

知的障害者は、「仕事をしている（就労支援施設を含む）」が64.3%、「仕事をしていなかったが現在はしていない」が14.3%となっています。

精神障害者は、「仕事をしている（就労支援施設を含む）」が12.5%、「仕事をしていなかったが現在はしていない」が75.0%となっています。

過去調査と比較すると、身体障害者、知的障害者は「仕事をしている（就労支援施設を含む）」の割合が徐々に高くなっています。精神障害者は、平成29年度から令和2年度にかけて「仕事をしている（就労支援施設を含む）」の割合が低くなっており、「仕事をしていなかったが現在はしていない」の割合が高くなっています。

図表1-2-28 就労状況(障害別・18～64歳)【経年比較】



②障害のある人が働くために必要なこと

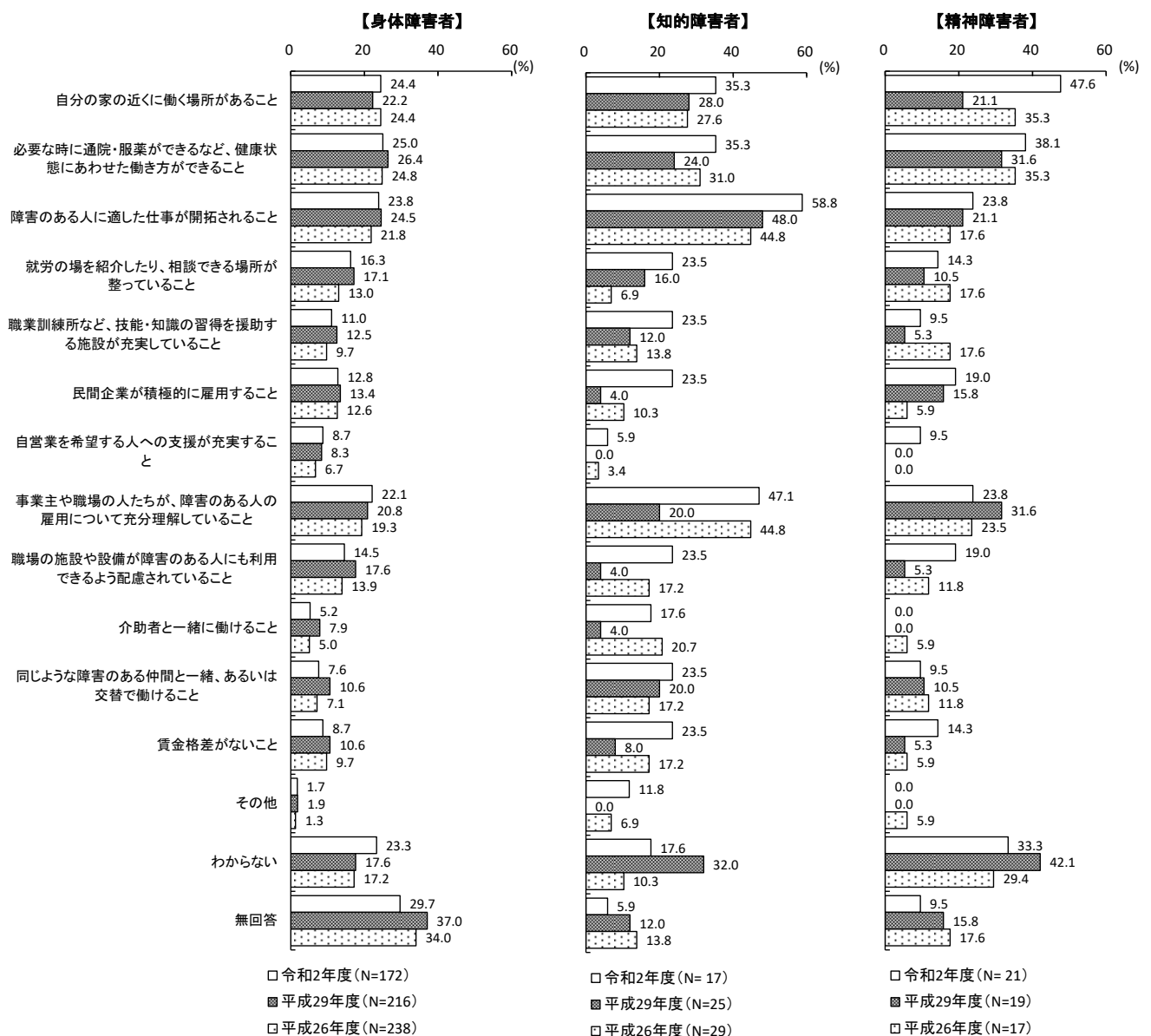
障害のある人が働くために必要なことは、身体障害者は、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること（25.0%）」が最も多く、「自分の家の近くに働く場所があること（24.4%）」が続いています。

知的障害者は「障害のある人に適した仕事が開拓されること（58.8%）」が最も多く、「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること（47.1%）」が続いています。

精神障害者は、「自分の家の近くに働く場所があること（47.6%）」が最も多く、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること（38.1%）」が続いています。

過去調査と比較すると、精神障害者では、平成29年度は「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」と「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること」が同率でしたが、令和2年度は「自分の家の近くに働く場所があること」の割合が高くなっています。

図表1-2-29 障害のある人が働くために必要なこと(障害別:複数回答)



(6) 相談・情報

①悩みや困りごとを相談できる人の有無

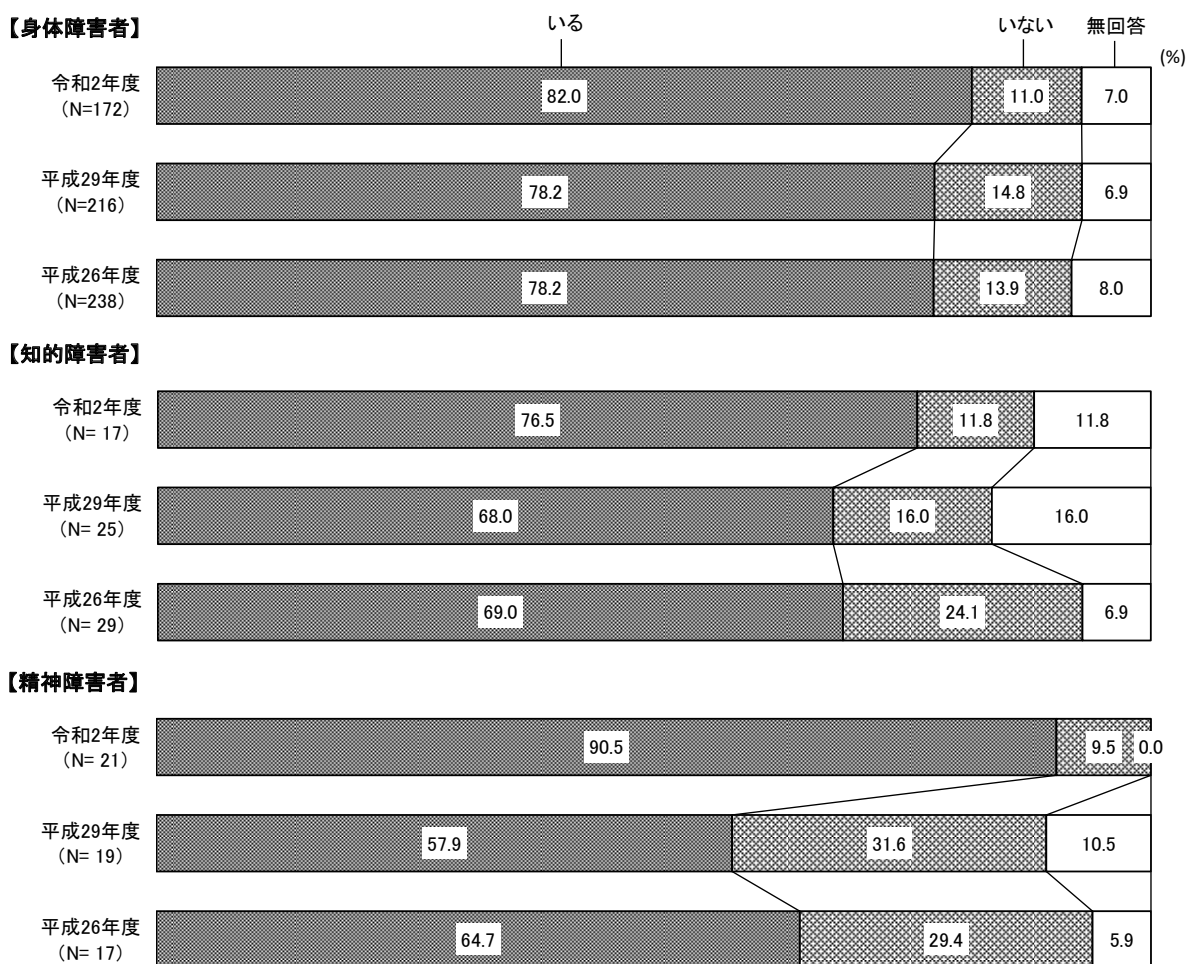
悩みや困りごとを相談できる人の有無は、身体障害者は、「いる」が82.0%、「いない」が11.0%となっています。

知的障害者は、「いる」が76.5%、「いない」が11.8%となっています。

精神障害者は、「いる」が90.5%、「いない」が9.5%となっています。

過去調査と比較すると、令和2年度調査では身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに「いる」の割合が最も高くなっています。

図表1-2-30 悩みや困りごとを相談できる人の有無(障害別)【経年比較】



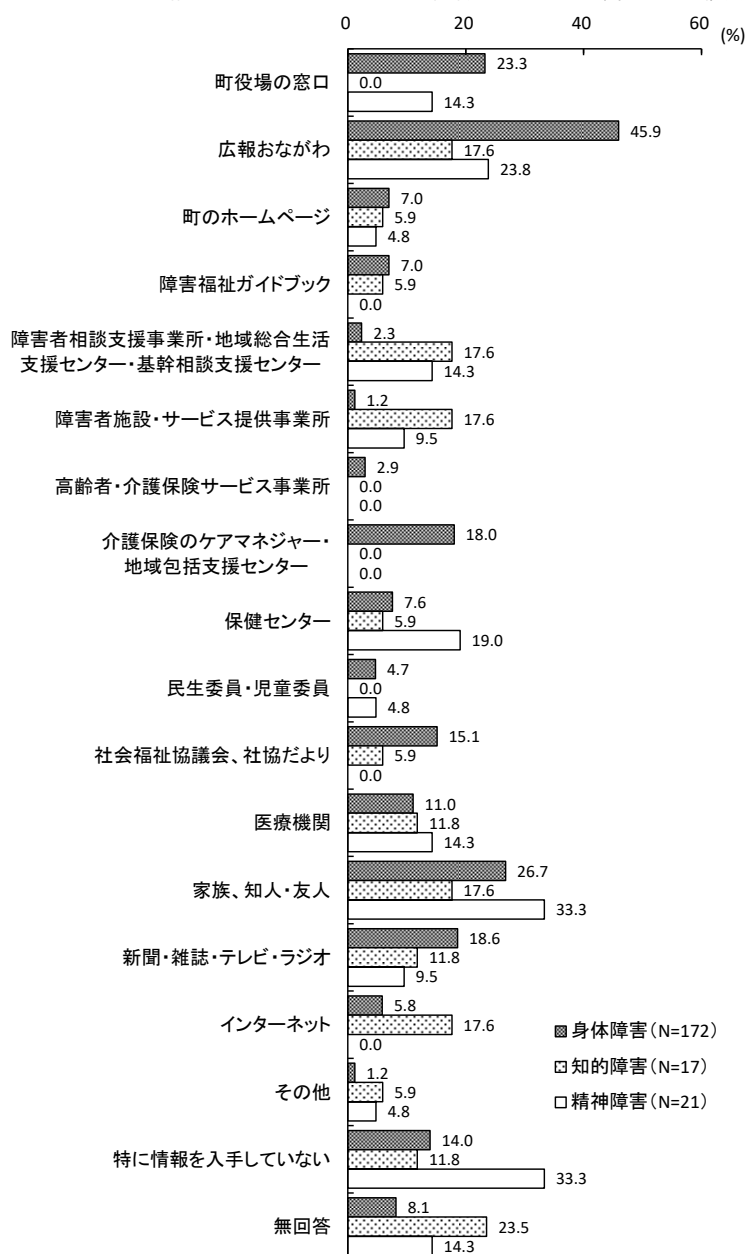
②福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先は、身体障害者は、「広報おながわ（45.9%）」が最も多く、「家族、知人・友人（26.7%）」、「町役場の窓口（23.3%）」が続いています。

知的障害者は、「広報おながわ（17.6%）」、「障害者相談支援事業所・地域総合生活支援センター・基幹相談支援センター（17.6%）」、「障害者施設・サービス提供事業所（17.6%）」、「家族、知人・友人（17.6%）」、「インターネット（17.6%）」が同率で最も多くなっています。

精神障害者は、「家族、知人・友人（33.3%）」が最も多く、「広報おながわ（23.8%）」、「保健センター（19.0%）」が続いています。なお、「特に情報を入手していない」が33.3%となっています。

図表1-2-31 福祉サービスに関する情報の入手先(障害別:複数回答)



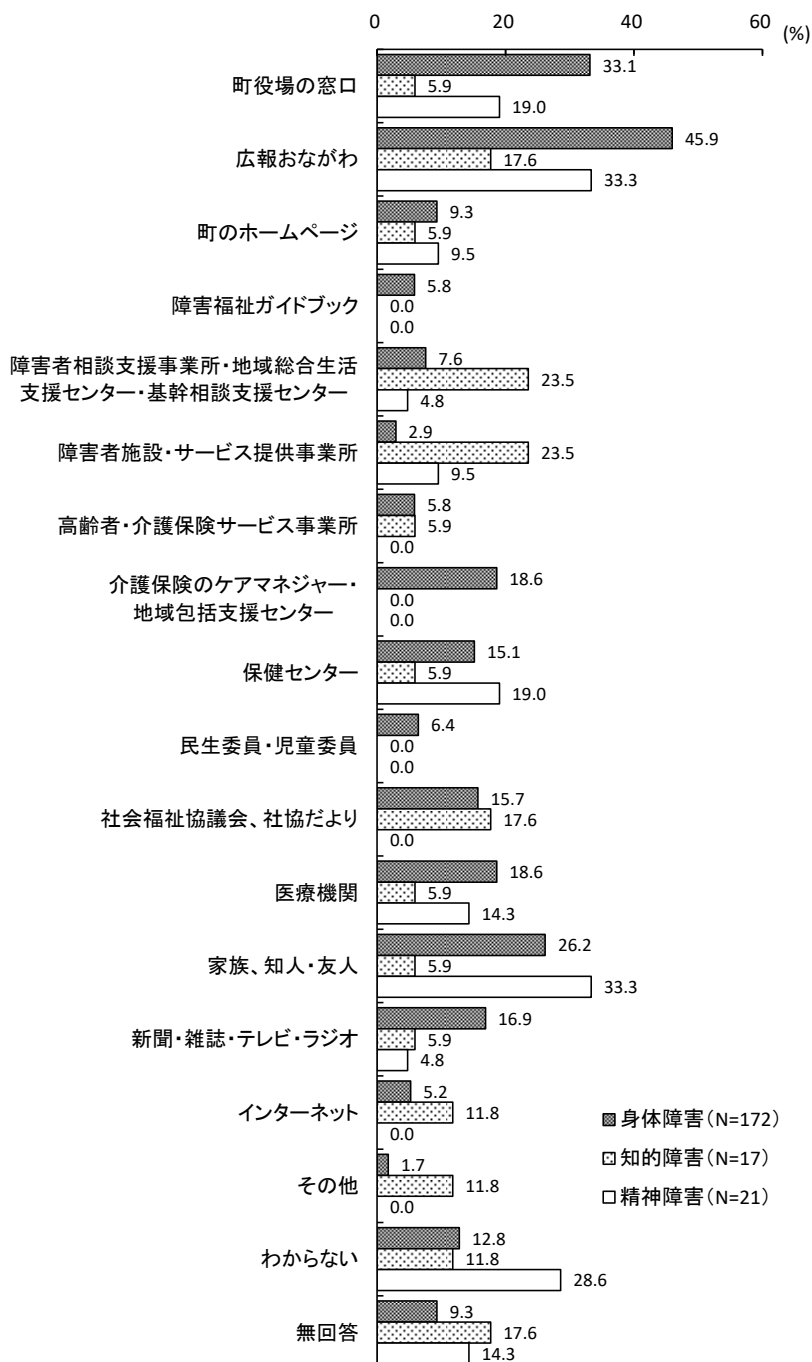
③希望する情報の入手媒体

希望する情報の入手媒体は、身体障害者は、「広報おながわ（45.9%）」が最も多く、「町役場の窓口（33.1%）」、「家族、知人・友人（26.2%）」が続いています。

知的障害者は、「障害者相談支援事業所・地域総合生活支援センター・基幹相談支援センター（23.5%）」と「障害者施設・サービス提供事業所（23.5%）」が同率で最も多くなっています。

精神障害者は、「広報おながわ（33.3%）」と「家族、知人・友人（33.3%）」が同率で最も多くなっています。なお、「わからない」が28.6%となっています。

図表1-2-32 希望する情報の入手媒体(障害別:複数回答)



(7) 文化芸術活動

①文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていること

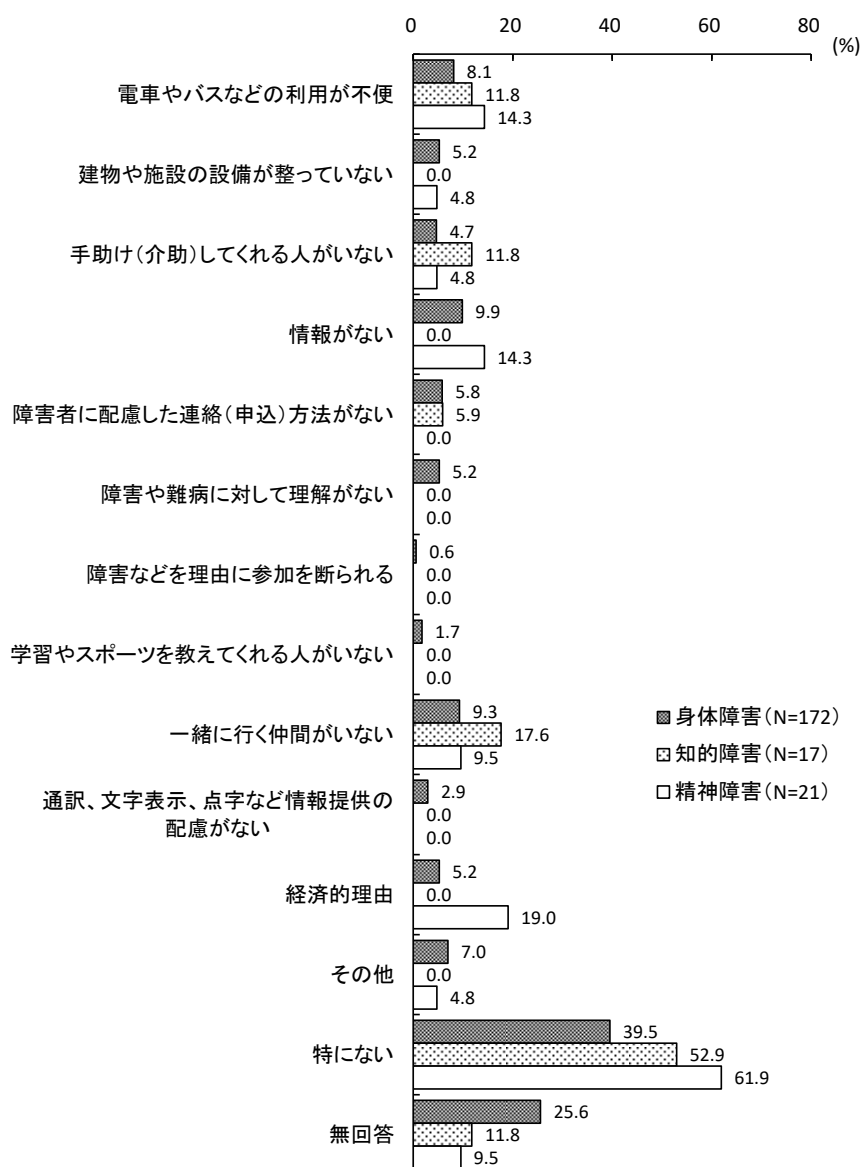
文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていることは、3障害ともに、「特にない」が多くなっています。

妨げになっていることでは、身体障害者は「情報がない(9.9%)」が最も多く、「一緒に行く仲間がいない(9.3%)」、「電車やバスなどの利用が不便(8.1%)」が続いています。

知的障害者は、「一緒に行く仲間がいない(17.6%)」が最も多く、「電車やバスなどの利用が不便(11.8%)」と「手助け(介助)してくれる人がいない(11.8%)」が同率で続いています。

精神障害者は、「経済的理由(19.0%)」が最も多く、「電車やバスなどの利用が不便(14.3%)」と「情報がない(14.3%)」が同率で続いています。

図表1-2-33 文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていること(障害別:複数回答)



(8) 防災

①緊急時の単独避難の可否

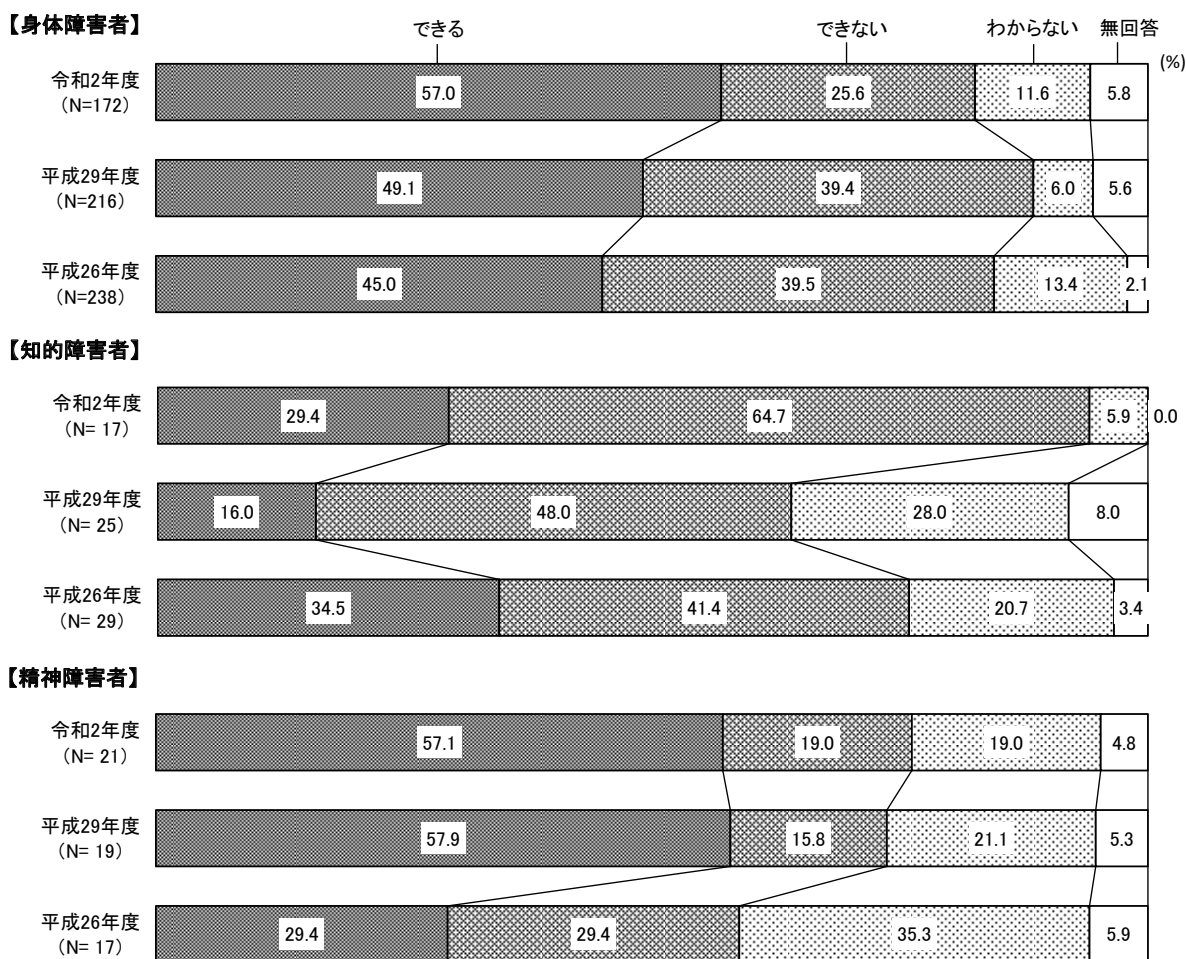
緊急時の単独避難の可否は、身体障害者は、「できる」が57.0%、「できない」が25.6%となっています。

知的障害者は、「できる」が29.4%、「できない」が64.7%となっています。

精神障害者は、「できる」が57.1%、「できない」が19.0%となっています。

過去調査と比較すると、身体障害者では「できる」の割合が徐々に高くなっています。知的障害者では、平成29年度に比べると令和2年度は「できる」の割合が高くなっています。精神障害者では、平成29年度と令和2年度の「できる」の割合は同程度となっています。

図表1-2-34 緊急時の単独避難の可否(障害別)【経年比較】



②避難を助けてくれる人の有無

単独避難ができないと回答した人に、助けてくれる人の有無をたずねたところ、身体障害者は、「いる」が86.4%、「いない」が11.4%となっています。

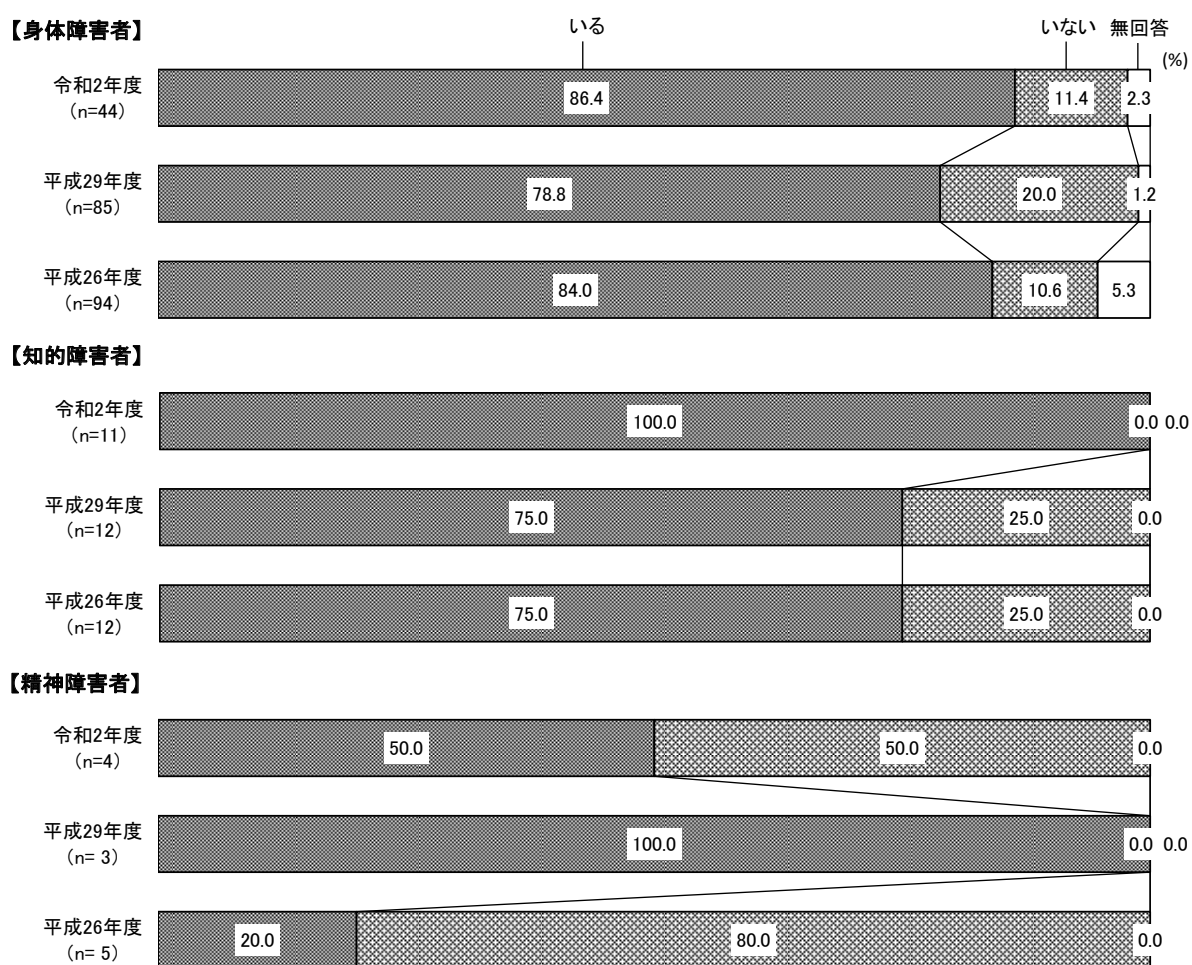
知的障害者は、「いる」が100.0%となっています。

精神障害者は、「いる」が50.0%（2人）、「いない」が50.0%（2人）となっています。

過去調査と比較すると、身体障害者と知的障害者では「いる」の割合が令和2年度に最も高くなっています。精神障害者は、平成29年度は3人中3人が「いる」でしたが、令和2年度は4人中2人のみが「いる」としています。

図表1-2-35 避難を助けてくれる人の有無(障害別)【経年比較】

<単独避難ができないと回答した人>



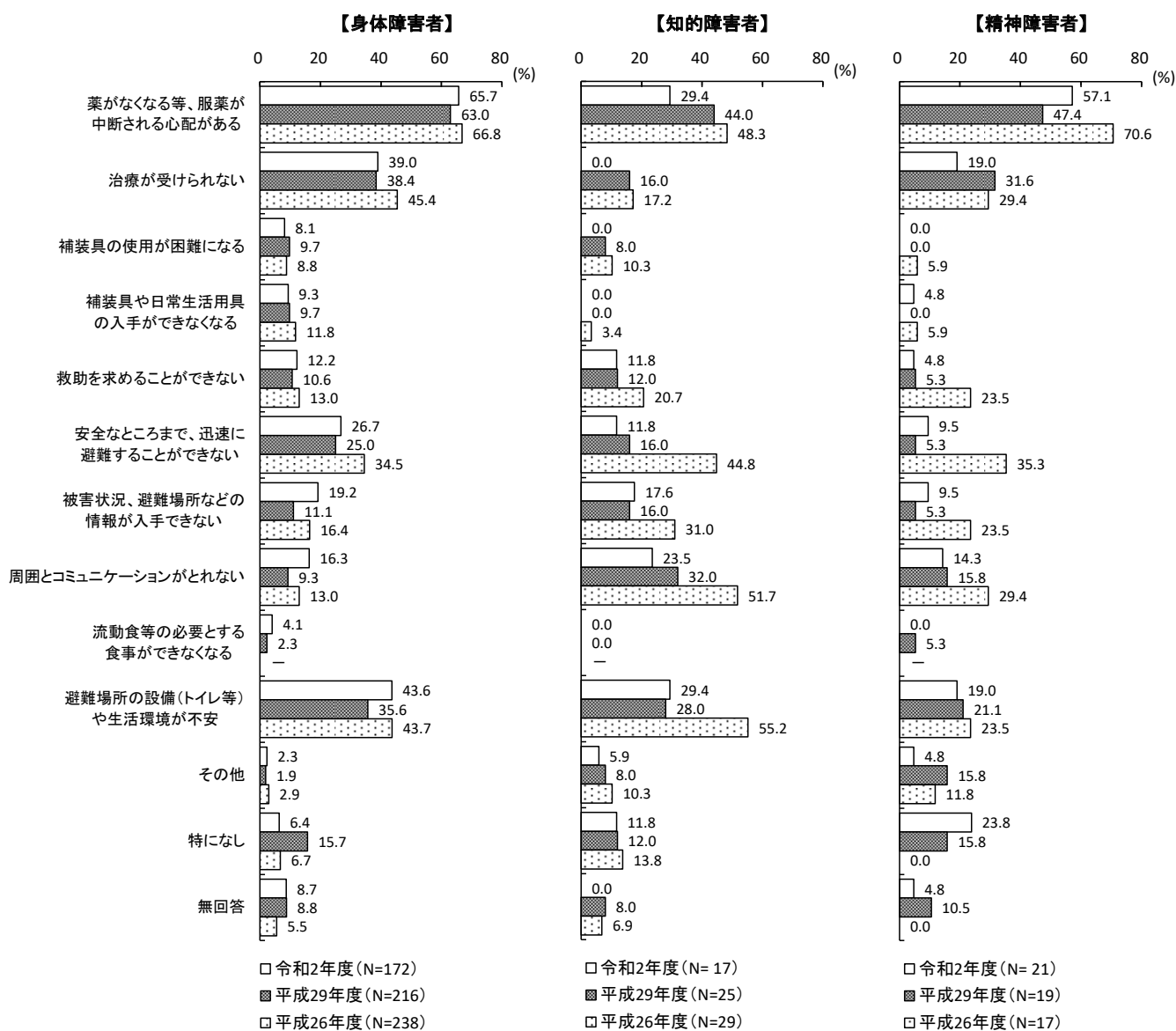
③災害時の困りごとや不安なこと

災害時の困りごとや不安なことは、身体障害者は、「薬がなくなる等、服薬が中断される心配がある（65.7%）」が最も多く、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（43.6%）」、「治療が受けられない（39.0%）」が続いています。

知的障害者は、「薬がなくなる等、服薬が中断される心配がある（29.4%）」と「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（29.4%）」が同率で最も多く、「周囲とコミュニケーションがとれない（23.5%）」が続いています。

精神障害者は、「薬がなくなる等、服薬が中断される心配がある（57.1%）」が最も多く、「治療が受けられない（19.0%）」と「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（19.0%）」が同率で続いており、過去調査と比較すると、「特になし」の割合が徐々に高くなっています。

図表1-2-36 災害時の困りごとや不安なこと(障害別:複数回答)



(9) 権利擁護

① 町民のノーマライゼーションの理解の有無

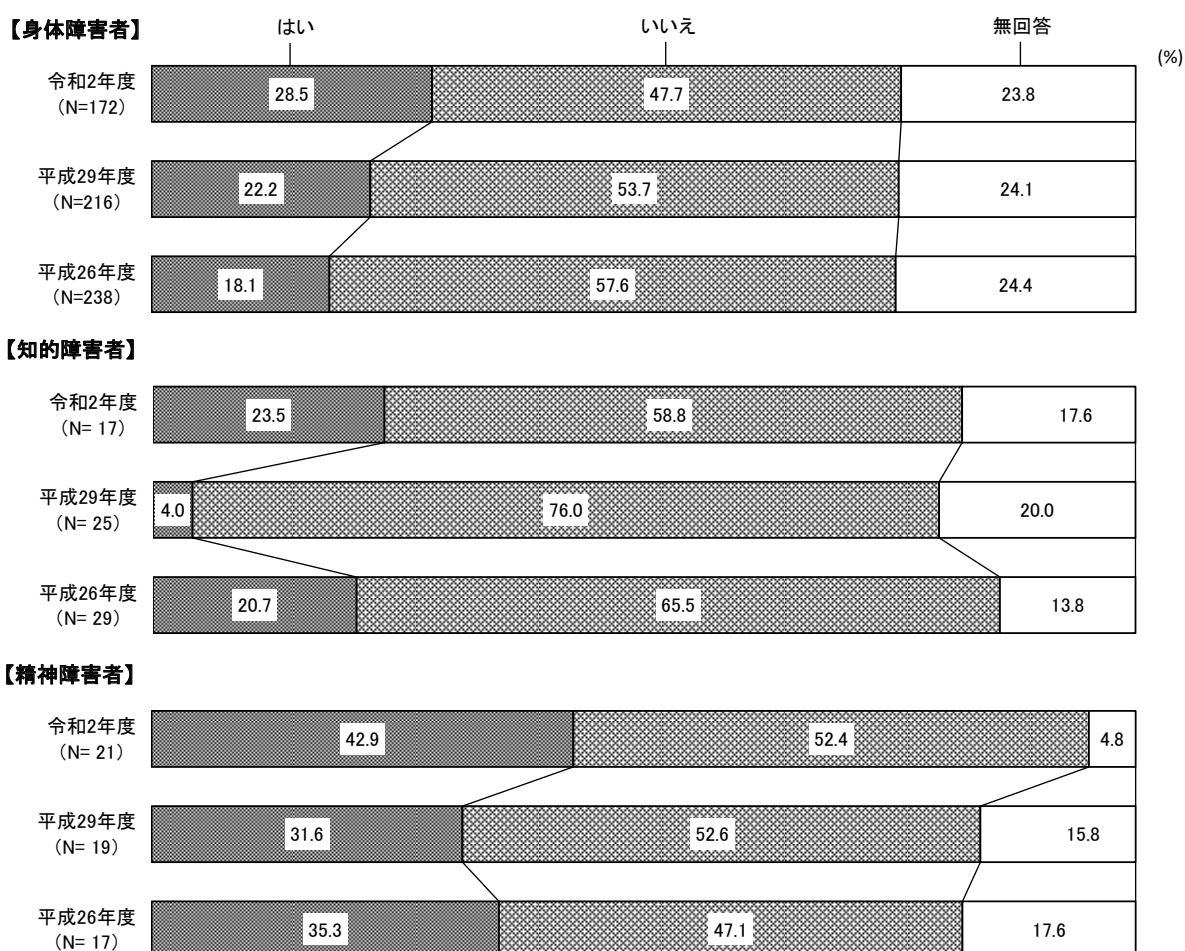
ノーマライゼーションが町民に十分理解されていると思うかについては、身体障害者は、「はい」が28.5%、「いいえ」が47.7%となっています。

知的障害者は、「はい」が23.5%、「いいえ」が58.8%となっています。

精神障害者は、「はい」が42.9%、「いいえ」が52.4%となっています。

過去調査と比較すると、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、「はい」の割合は令和2年度で最も高くなっています。

図表1-2-37 町民のノーマライゼーションの理解の有無(障害別)【経年比較】



②ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき

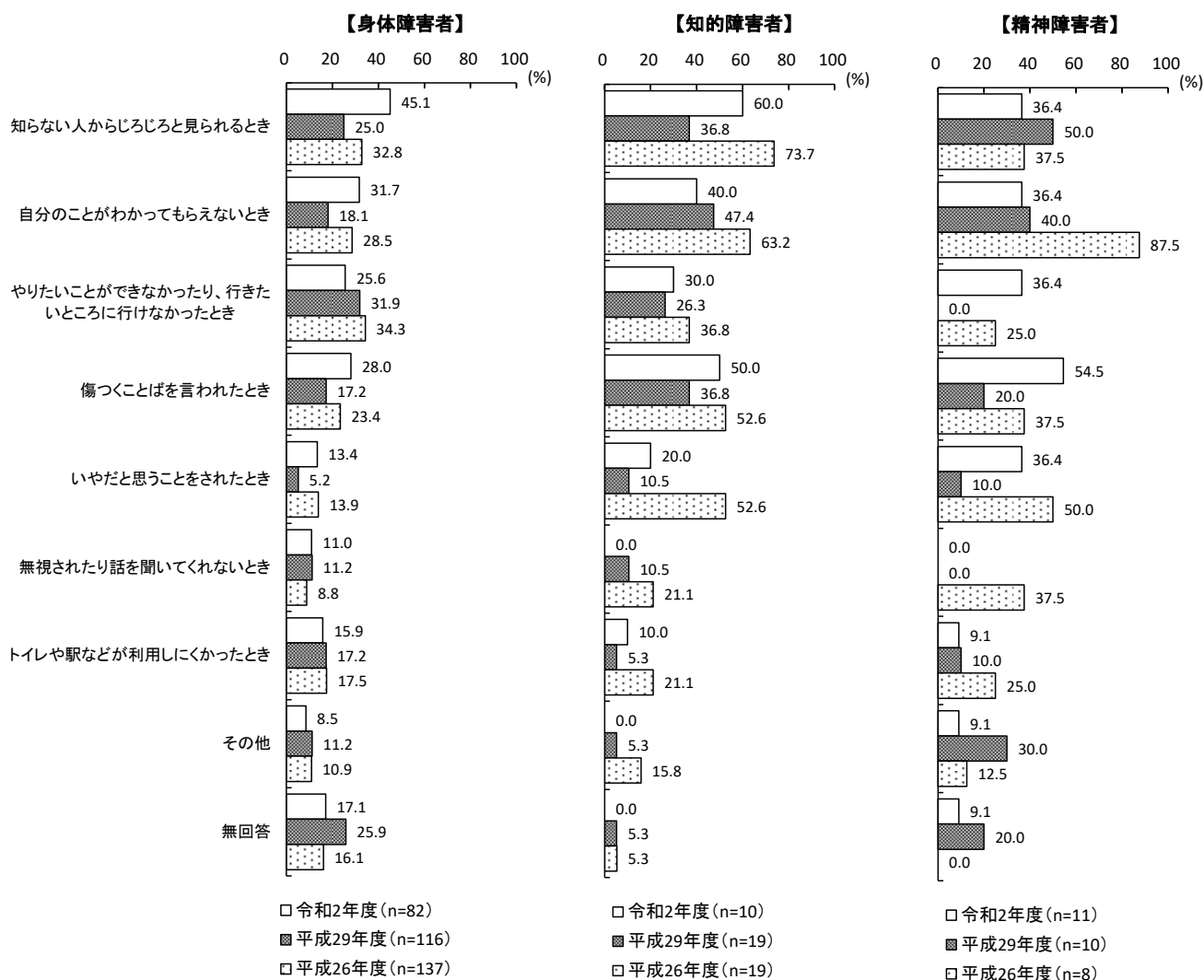
ノーマライゼーションが町民に十分理解されていないと思うと回答した人に、どのような時に感じるかたずねたところ、身体障害者は、「知らない人からじろじろと見られるとき（45.1%）」が最も多く、「自分のことがわかってもらえないとき（31.7%）」が続いています。

知的障害者は、「知らない人からじろじろと見られるとき（60.0%）」が最も多く、「傷つくことばを言われたとき（50.0%）」が続いています。

精神障害者は、「傷つくことばを言われたとき（54.5%）」が最も多くなっています。

過去調査と比較すると、身体障害者では、平成26年度、29年度は「やりたいことができなかつたり、行きたいところに行けなかつたとき」が最も多くなっていますが、令和2年度は「知らない人からじろじろと見られるとき」が最も多くなっています。

図表1-2-38 ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき(障害別:複数回答)
 <ノーマライゼーションが町民に十分理解されていないと思うと回答した人>【経年比較】



③成年後見制度の認知度

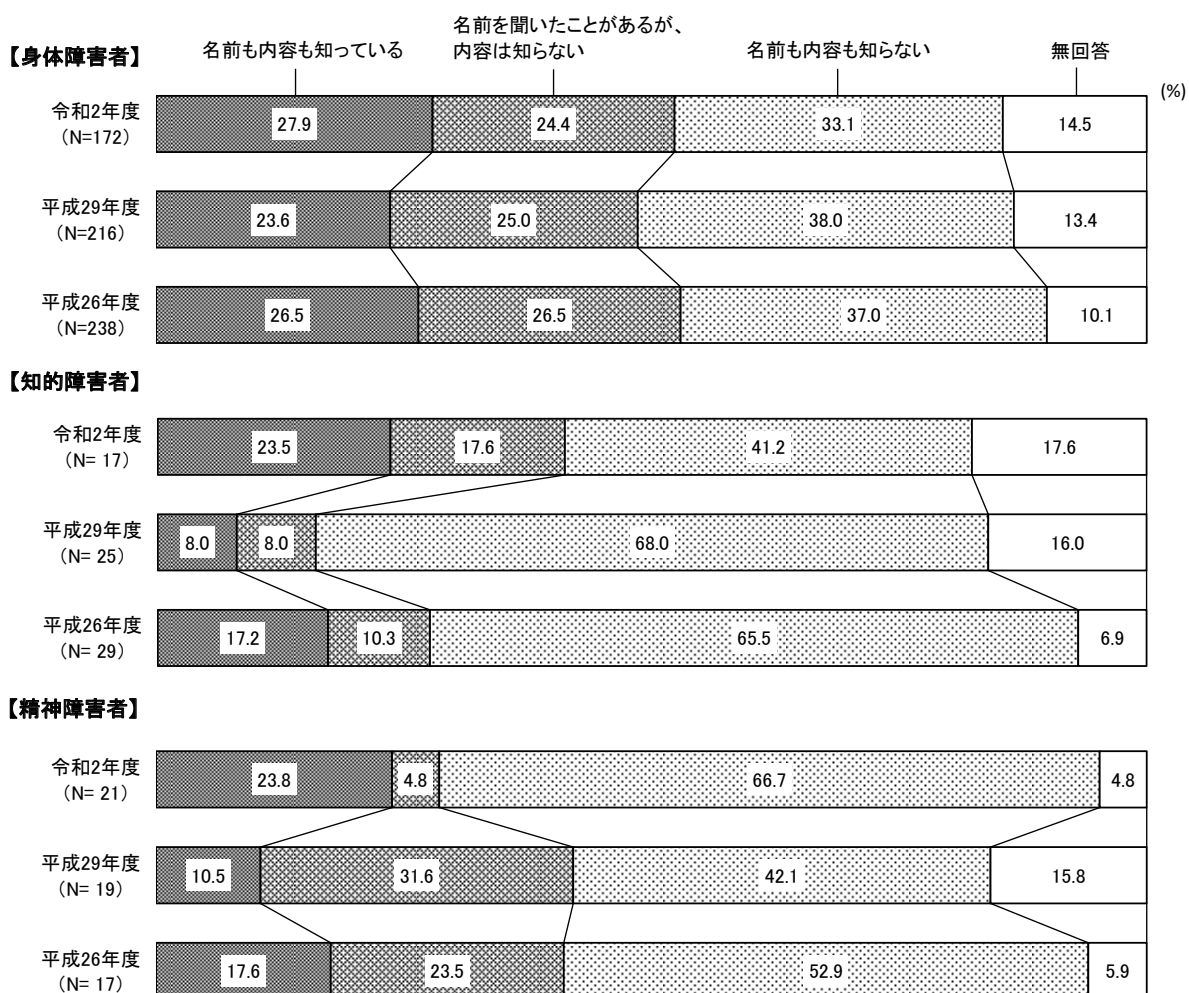
成年後見制度の認知度は、身体障害者は、「名前も内容も知っている」が27.9%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない(24.4%)」まで含めると52.3%となっています。

知的障害者は、「名前も内容も知っている」が23.5%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない(17.6%)」まで含めると41.1%となっています。

精神障害者は、「名前も内容も知っている」が23.8%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない(4.8%)」まで含めると28.6%となっています。

過去調査と比較すると、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、令和2年度で「名前も内容も知っている」の割合が最も高くなっています。

図表1-2-39 成年後見制度の認知度(障害別)【経年比較】



④障害者差別解消法の認知度

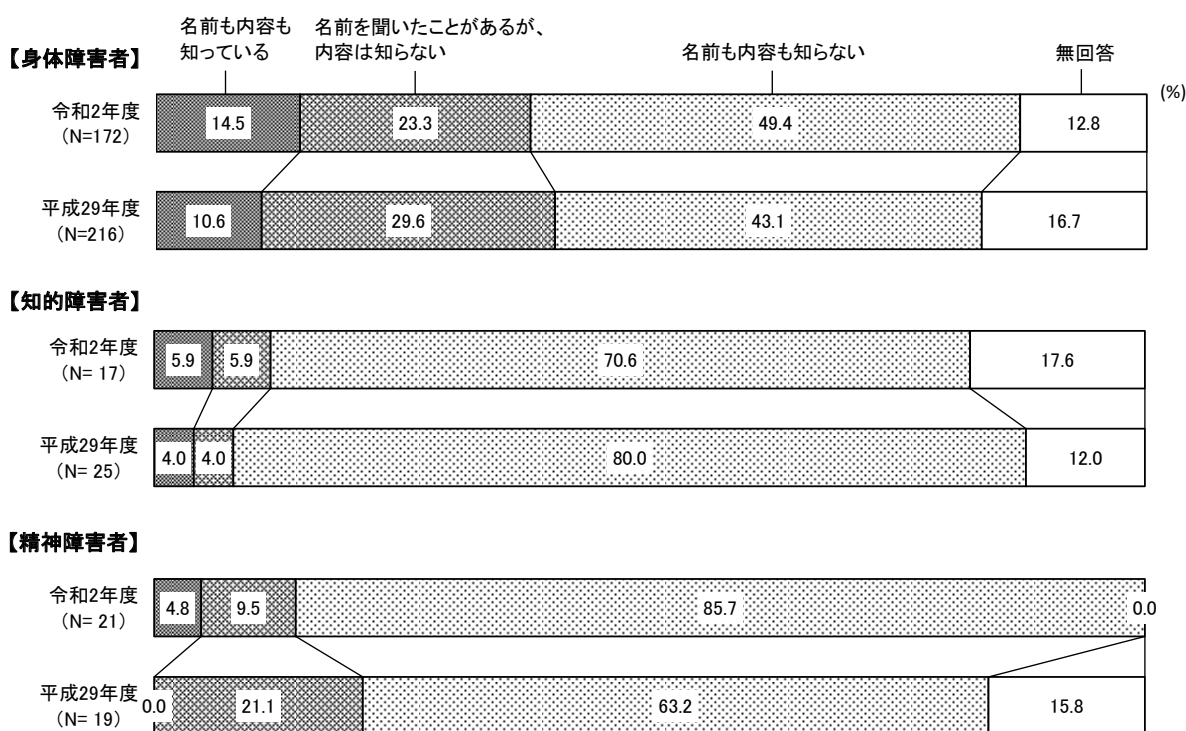
障害者差別解消法の認知状況は、身体障害者は、「名前も内容も知っている」が14.5%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない(23.3%)」まで含めると37.8%となっています。「名前も内容も知らない」は49.4%となっています。

知的障害者は、「名前も内容も知っている」が5.9%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない(5.9%)」まで含めると11.8%となっています。「名前も内容も知らない」は70.6%となっています。

精神障害者は、「名前も内容も知っている」が4.8%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない(9.5%)」まで含めると14.3%となっています。「名前も内容も知らない」は85.7%となっています。

過去調査と比較すると、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、「名前も内容も知っている」の割合が高くなっています。

図表1-2-40 障害者差別解消法の認知状況(障害別)



(10) 施策

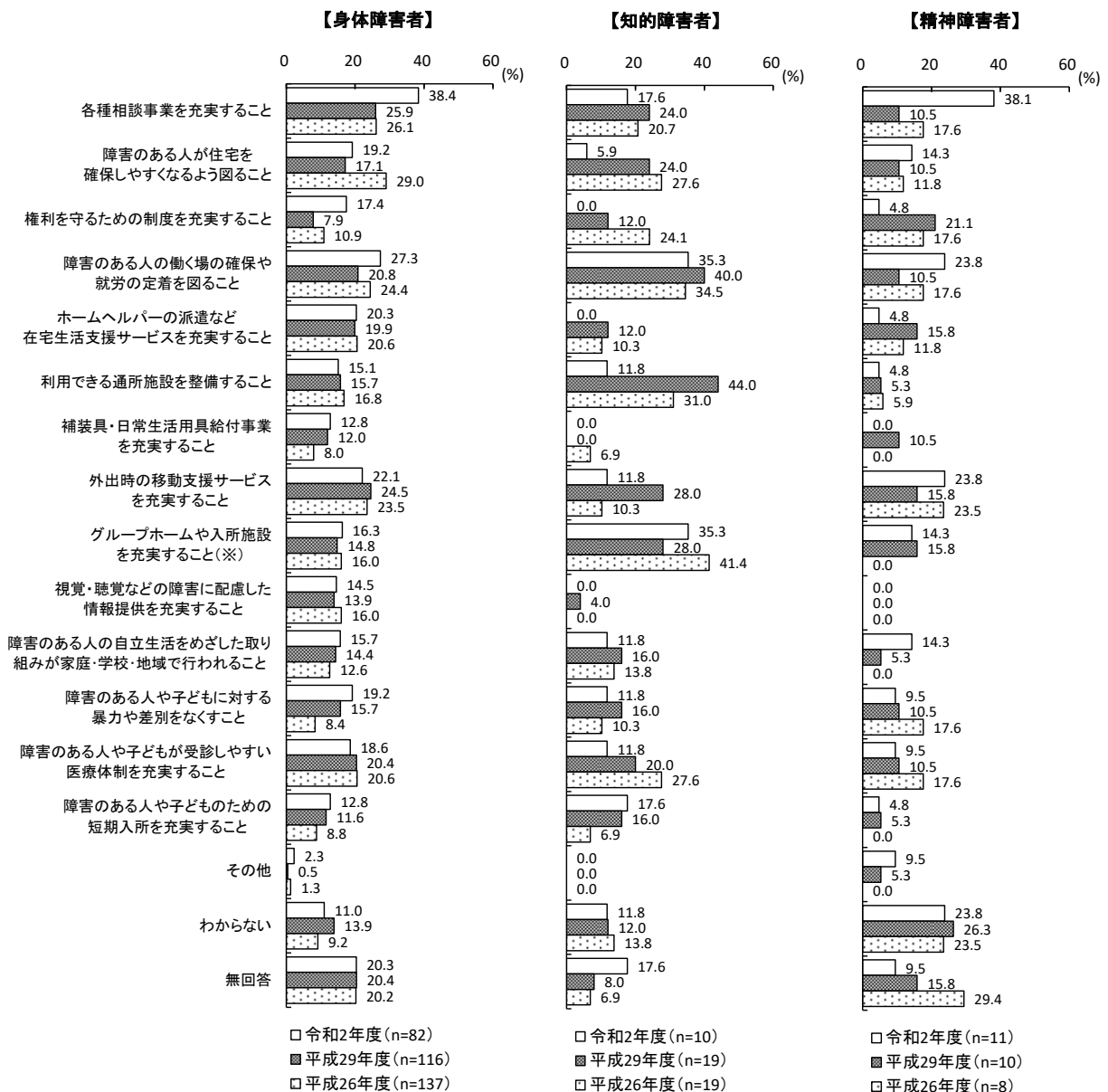
① 充実を望む施策

身体障害者は、過去調査では住宅の確保に関することが主でしたが、今回は「各種相談事業を充実すること（38.4%）」が最も多く、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること（27.3%）」が続いています。

知的障害者は、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること（35.3%）」と「グループホームや入所施設を充実すること（35.3%）」が同率で最も多く、過去調査で上位だった「利用できる通所事業所を整備すること」が続いています。

精神障害者は「各種相談事業を充実すること（38.1%）」が最も多く、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること（23.8%）」と「外出時の移動支援サービスを充実すること（23.8%）」が同率で続いています。

図表1-2-41 充実を望む施策(障害別:複数回答(5つまで))【経年比較】



※平成26年度、平成29年度調査では「グループホームやケアホームを充実すること」

5 関係機関へのヒアリング

関係機関に計画策定に当たっての課題、要望等についてヒアリングを実施しました。

(1) 調査概要

調査対象	日時
手をつなぐ親の会	令和2年11月4日(水) 10:00～
女川町身体障害者協会	令和2年11月12日(木) 10:00～
社会福祉法人 永楽会	令和2年11月4日(水) 13:30～
NPO法人 きらら女川	令和2年11月4日(水) 15:00～
女川町地域活動支援センター うみねこ園	令和2年11月4日(水) 11:00～
女川町社会福祉協議会	令和2年11月5日(水) 10:00～

(2) 調査結果

ヒアリング内容から特に女川町の障害のある人が地域生活をする上での課題、計画に記載すべきこと等を中心に抜粋しています。

①女川町手をつなぐ親の会

- ・ 町内で短期入所を利用できるとよい。
- ・ 高齢の親と障害のある子どもが一緒に共生できる施設があるとよい。
- ・ 健康診断、予防接種を合同で受けることができるとうよい。
- ・ 障害、障害のある人について地域で理解されることは難しいが、理解していただくことが一番である。
- ・ 東日本大震災の時に、避難所で過ごすことは難しいと感じた。

②女川町身体障害者協会

- ・ 被災した地区は道路が広くなり、標識も分かりやすい。被災していない地区は道路が狭く、歩道や信号が不十分などところがある。
- ・ 町民バスは、幹線道路沿いでしか乗降できないが、丘の上の方まで上がってこないと利用しにくい。
- ・ 免許を返上してセニアカーを購入した。購入の際に何か補助があればよい。
- ・ 自分の等級で利用できるサービスが分からないことも多い。年1回でも説明会を開催してはいいのではないか。
- ・ 障害者手帳は身分証明証として使用することができないのか。身分証として使用す

ることができなかった。

- 行政等の書類記入について、震災などで難しいときに、代筆をお願いしても断られることがあり、困るときがある。

③社会福祉法人 永楽会

- グループホームの規模として、収益面から経営は厳しい。
- グループホームの施設は老朽化しており、プライバシーの配慮など空間的にも課題が多い。
- 町内の障害福祉サービス提供事業者のネットワークがあるとよい。課題、支援技術、利用者に関する情報を共有したい。合同研修会もできるとよい。
- 女川町は障害について理解して助けてくれる人が多い。
- 障害者雇用をしており、本人たちも楽しく働いているし、職員も学ぶことは多い。
- 女川町内に短期入所はあった方がよい。また、親子で入れるグループホームがあるとよい。

④NPO法人 きらら女川

- ニーズが高まっているので定員を増やしたいと思っているが、施設が狭い。
- ひとり暮らしを希望する人はいる。仲間と一緒に過ごせるアパート形式のグループホームがよいかもしれない。そこをヘルパーか世話人が支援してくれるとよい。
- 一般就労が可能だと思う人はいるが、失敗するのではないかと不安を抱えている。失敗したら戻ってきてよいかということ聞かれる。以前、いじめられたり、偏見を持って接せられたことが一般就労への歯止めになっている場合もある。
- 失敗したときの不安感を補填するようなものがあれば、安心して一般就労にチャレンジできるかもしれない。
- 障害者の方が分からないことがあるときに行ける相談窓口があるとよい。
- 手順が分かりやすい冊子があるとよい。例えば公営住宅に入るための順序が分かりやすく説明されることなどが必要である。広報に掲載があっても、漢字が読めない人もいる。ルビを振ることも大事である。支援者側にもそのようなマニュアルがあるとよい。
- 事業所同士の連絡会はできるとよい。お互いの状況を共有できるとよい。

⑤女川町地域活動支援センター うみねこ園

- 職員募集をしても反応がない。特に短時間勤務の職員が不足している。
- 人材育成についても研修の機会を確保すること等の課題がある。
- コロナ禍で保護者はストレスを抱えている。うみねこ園で支えたい。
- 放課後等デイサービスが町内にあるとよい。
- 保護者が高齢化しているため、緊急時の情報発信の仕組みが必要である。保護者が緊急搬送された場合、家に障害のある子どもが取り残されないかなど心配である。

- 地域の中で障害・障害のある人への理解が進むことは重要である。うみねこ園でも理解促進のために取り組んでいきたい。
- 障害のある人、精神的な課題を抱えている方が気軽に相談できる窓口があるとよい。
- 地域で生涯通じて過ごせる環境があればよい。親と子どもと一緒に共生できる施設や、グループホームが考えられる。

⑥女川町社会福祉協議会

- 町内に日常生活自立支援事業利用者は2名、社協が法人後見をしているのは2名である。今後はどちらも利用者が増える見込みである。
- 障害や障害のある人への理解促進に向けては、障害のある人と一緒に活動することを見せることが大事であり、一緒に地域に出て研修や講習等の活動をするのが大事である。
- 障害者や高齢者の制度が充実し、利用が増えている半面、地域とのつながりが希薄になっていると思う。
- 学校に申告していない障害のグレーゾーンの方々が多数いる。
- 後見事業を行っている事業者間で、情報共有する場がほしい。
- 障害のある人が、地域生活をする環境・施設が町内にない。町内に親子が離れずに住み続けられる施設があればよい。施設ができれば、運営は社会福祉協議会が担うことも考えられる。

6 自立支援協議会からの意見

石巻市女川町自立支援協議会から、石巻市・女川町の障害児者を取り巻く地域課題として「石巻市、女川町の障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）に反映すべきこと」について意見をいただきました。

未就学児期	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの設置(早期実現) 保育所等訪問支援の充実 在宅児への発達支援事業の提供
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の格差是正 地域格差是正 学齢期における保健師とのつながりの強化
児童期全般	<ul style="list-style-type: none"> 家族(母・兄弟)支援の充実 障害児サービスから障害者サービスへの連携強化
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療と福祉の更なる連携強化 短期入所、レスパイトケアの充実 居住地でのサービス利用が可能となる体制整備 高等部卒業後の通所先の確保拡充 スクールバス送迎の拡充
成人期	<ul style="list-style-type: none"> 当事者主体のサービス選択とサービス提供の実施 グループホーム増設の必要性
障害者就労	<ul style="list-style-type: none"> 企業における障害者理解の促進 就労移行支援事業所数の減少に伴う地域課題への体制整備 就労継続支援B型事業所からの一般就労促進
老齢期	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険への移行／連携強化
ソフト(支援)全般	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの充実 困難ケースに対応可能な人材や施設の整備拡充 相談支援事業所の役割について検討・共有 切れ目のない相談支援体制整備
ハード(環境)全般	<ul style="list-style-type: none"> 点字／音声信号などバリアフリー化拡充 へき地における移動手段の充実 地域生活支援拠点の充実(シェルター、単身生活体験) 障害者入所支援施設の必要性 災害時の避難所体制整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の質の向上 行政サービスの身近さ

7 前期計画の評価

(1) 重点的に進捗確認を行う事項

「女川町障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）」では、重点的に進捗確認を行う事項として、4つを定めています。進捗状況は以下のとおりです。

①障害のある人への理解促進と差別解消の推進

障害理解促進、障害者差別解消法に関する広報の充実を図り、障害への理解を促進しています。また、社会福祉協議会による、さまざまな世代への福祉教育を推進するとともに、女川町手をつなぐ親の会、身体障害者福祉協会等の当事者団体・家族会の運営に対する助成等を行い、活動を支援しています。

令和2年度のアンケート調査結果では、女川町民がノーマライゼーションを十分理解していると考える人の割合は、3障害ともに平成29年度調査結果より高くなっています。

近所づきあいの程度は、身体障害者では「個人的なことを相談し合える人がいる」の割合が平成29年度から令和2年度にかけて高くなっています。知的障害者は、令和2年度は「個人的なことを相談し合える人がいる」、「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」が0.0%になっていますが、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」の割合は高くなり、「ほとんど近所づきあいをしない」の割合は低くなっています。精神障害者では、平成29年度から令和2年度にかけて「ほとんど近所づきあいをしない」の割合が低くなっています。

また、障害者差別解消法の認知度は、3障害ともに、平成29年度調査より「名前も内容も知っている」の割合が高くなっています。

②地域生活支援拠点の整備

障害のある人の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人やその家族が安心して暮らせるように、石巻市と協働で、複数の機関が機能を分担する地域生活支援拠点の整備を進めました。平成31年4月から面的整備済みで事業開始しています。コーディネーター機能は基幹相談支援センターくるみが担っています。

③障害児支援の強化

児童発達支援センターは未整備であり、令和5年度末までに、石巻市と協働で整備する予定となっています。

重症心身障害児を支援できる放課後等デイサービスは、町内に事業所はありませんが、圏域内に1事業所確保されています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場は、令和2年度末までに整備予定であり、石巻市女

川町自立支援協議会の障害児支援部会、相談支援部会で協議の場としての検討を開始しています。

④制度・サービス等の情報提供の充実

成年後見制度、障害福祉サービスについて、広報やインターネット、パンフレット等で周知を進めています。

令和2年度のアンケート調査結果では、成年後見制度の認知度は、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、平成29年度調査より「名前も内容も知っている」の割合が高くなっています。

(2) 各事業評価

現計画では、施策ごとに毎年度、以下の評価軸に沿って進行管理を実施しています。

○：計画事業内容のとおり実施
△：計画事業内容の一部を実施
×：未実施

平成30年度から令和元年度の結果は以下のとおりとなっています。

基本目標1 いきいきとした生活のための支援（17事業）

- 令和元年度は17事業のうち4事業が一部実施、2事業が未実施となっています。
- 未実施の事業は、知的障害者職親委託制度と女川高等学園からの実習の受け入れであり、前者は利用希望者がいないため、後者は要望がなかったため未実施となっています。
- 一部実施であった雇用・就労の促進のための企業への働きかけ、スポーツや芸術文化活動等に関する周知・支援等に力を入れていく必要があります。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
平成30年度	件数	10	5	2
	割合	58.8%	29.4%	11.8%
令和元年度	件数	11	4	2
	割合	64.7%	23.5%	11.8%

基本目標2 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実（18事業）

- 令和元年度は18事業のうち6事業が一部実施となっています。施設や病院に入所等している人の地域移行・地域定着を促進するために、地域生活を体験できる場、グループホーム等の受け皿を整える必要があります。
- また、権利擁護の充実のため、成年後見制度の更なる周知、役場健康福祉課内に設置している障害者虐待防止センターの運営体制を整えることが必要です。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
平成30年度	件数	13	5	0
	割合	72.2%	27.8%	0.0%
令和元年度	件数	12	6	0
	割合	66.7%	33.3%	0.0%

基本目標3 安心・安全で快適なまちづくりの推進（8事業）

- 令和元年度は8事業のうち2事業が一部実施となっています。
- 町民の障害への理解促進と差別解消をさらに進めるために取組みを充実するとともに、女川町でも障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消に関して職員が適切に対応できるように対応要領を制定する必要があります。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
平成30年度	件数	6	2	0
	割合	75.0%	25.0%	0.0%
令和元年度	件数	6	2	0
	割合	75.0%	25.0%	0.0%

基本目標4 障害福祉サービスの体制充実（12事業）

- 令和元年度は12事業のうち3事業が一部実施、1事業が未実施となっています。
- 未実施の事業は、第三者評価等の受審促進であり、評価体制を整える必要があります。
- また、障害児支援の充実のため、児童発達支援センターの整備に向けて石巻市と協議を継続していく必要があります。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
平成30年度	件数	6	5	1
	割合	50.0%	41.7%	8.3%
令和元年度	件数	8	3	1
	割合	66.7%	25.0%	8.3%

(3) 障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）の成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

施設入所している5人のうち1人が地域生活移行することを目標としています。
平成30年度・令和元年度の地域移行は0人であり、目標を達成していません。

◆施設入所者の地域生活への移行に関する目標

令和2年度末時点の施設入所者を4人にすることを目標としています。

令和元年度末時点の施設入所者数は6人であり、平成28年度末時点から1人増えており、目標を達成していません。

【計画】

項目	数値
平成28年度末時点の施設入所者数	5人
令和2年度末時点の施設入所者数	4人
【目標値】施設入所者数削減見込み	△1人(△20.0%)

【実績】

項目	数値
平成28年度末時点の施設入所者数	5人
令和元年度末時点の施設入所者数	6人
施設入所者数削減見込み	1人(20.0%)

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆保健、医療、福祉関係者による協議の場

令和2年度末までに、石巻市と協働で、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けることをめざしています。

令和元年度末時点では未設置でしたが、令和2年度に、東松島市を含めた石巻圏域として設置する方向性を協議し、石巻市女川町自立支援協議会と東松島市自立支援協議会合同で協議の場を設置しました。

◆入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行について、可能な限り実態把握を行い支援していくことを目標としています。

令和元年度末時点で地域移行者はいませんが、必要に応じて移行支援は実施できる状況にあります。

③地域生活支援拠点等の整備

石巻市と協働で、「面的整備型」で地域生活支援拠点を整備することを目標としています。

平成31年4月に整備しており、目標を達成しています。

④福祉施設から一般就労への移行等

◆一般就労する者の数

令和2年度の一般就労への移行実績を2人することを目標としています。

令和元年度中は0人であり、目標を達成していません。

◆就労移行支援事業を利用する者の数

令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数が2人になることを目標としています。

令和元年度末の利用者数は2人であり、目標を達成しています。

【計画】

項目	数値
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	0人
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	2人(1%)

【実績】

項目	数値
令和元年度末の就労移行支援事業利用者数	2人

◆就労移行率[※]が3割以上の事業所の割合

町内に就労移行支援事業所ができた場合、就労移行率[※]が3割以上の事業所を全体の50%以上とすることを目標としています。

令和元年度末時点では町内に事業者はありません。

※就労移行率とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した方の割合です。

◆就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率

令和元・2年度末には、就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率を80%とすることを目標としています。

令和元年度末では就労定着支援の利用実績がないため、目標を達成していません。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

◆児童発達支援センターの設置数

石巻市と協働で、令和2年度末までに障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターを整備することを目標としています。

令和元年度末では未整備であり、令和5年度末までに石巻市と協働で整備することができるよう協議を進めています。

◆保育所等訪問支援を利用できる体制

令和2年度末までに石巻市・女川町内で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。

令和元年度末では未整備であり、目標を達成していません。令和2年度は、保育所訪問事業の利用意向を踏まえ、令和3年度から利用開始できるよう体制整備を整えます。

◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を石巻市と協働で1か所以上確保（維持）することを目標としています。

石巻市内に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所があり、女川町民も利用できる状況にあるため、目標を達成しています。

◆保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

石巻市と協働で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目標としています。

令和元年度末では未設置であり、目標を達成していませんが、令和2年度末までの整備に向けて、石巻市女川町自立支援協議会の障害児支援部会、相談支援部会で協議を開始しています。

8 計画策定に当たっての課題

本町の障害のある人を取り巻く現状、障害のある人に対するアンケート、前期計画の評価、関係機関へのヒアリング、自立支援協議会からの意見、老人等保健福祉計画推進委員会の検討結果を踏まえると、計画策定に当たっての課題は次のようになります。

(1) いきいきとした生活のための支援

①一般就労への移行に向けた支援の充実

アンケート調査では、充実を望む施策について、3障害とも「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が上位に入っています。なお、就労をしている割合は、身体障害、知的障害では前回調査より高くなっていますが、精神障害では前回調査より低くなっています。また、精神障害では、障害のある人が働くために必要なことは「自分の家の近くに働く場所があること」が最も多くなっています。

前期計画の福祉施設からの一般就労への移行等の目標は達成できていない状況です。今後は、一般就労の促進に向けて、町内企業への情報提供・啓発を進めるほか、企業、ハローワーク、福祉施設、教育機関、町役場等の連携体制を構築する必要があります。

②移動手段の確保に向けた検討

アンケート調査では、3障害とも毎日外出している割合は前回調査より高くなり、外出の際に不便に思うことが無い割合も前回調査より高くなっています。しかし、関係機関へのヒアリングや自立支援協議会からの意見では移動手段への希望も見られます。今後は、より一層、誰もが外出しやすい環境を整備するため、町民バス等の公共交通機関の活用方法の検討を進めていく必要があります。

(2) 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実

①誰もが相談できる窓口の設置に向けた検討と地域力の強化

アンケート調査では、3障害とも悩みや困りごとを相談できる人が「いる」割合が前回調査よりも高くなっているものの、「いない」割合は依然として1割程度となっています。また、充実を望む施策について、身体障害者、精神障害者で「各種相談事業を充実すること」が最も多くなっています。

関係機関へのヒアリングでは、気軽に相談できる窓口が必要との意見も出ています。今後は誰もが気軽に相談できる窓口の設置して、そこから専門的な機関のネットワークにつなぐ相談支援体制の構築が望まれます。また、地域の中で相談につなげることができるような地域力の強化も望まれます。

②地域生活支援拠点の運営に関する検証

本町では石巻市と協働で、平成31年4月に複数の機関が機能を分担する地域生活支援拠点を整備し、事業を開始しています。しかし、前期計画の施設入所者の地域生活移行、入院中の精神障害のある人の地域生活移行の目標は達成していない状況です。

また、自立支援協議会からの意見では、地域生活支援拠点の機能の拡充に対する意見も出ています。今後は運営に関する検証を行いながら、新たな機能の拡充に関する検討を進めていく必要があります。

③制度・サービス等に関する情報提供の推進

アンケート調査結果では、成年後見制度や障害者差別解消法の認知度は、3障害ともに、前回調査より「名前も内容も知っている」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手先、希望する情報の入手媒体は、「広報おながわ」が上位となっています。より一層、制度・サービス等に関する周知を図るため、広報おながわ等を活用しながら情報提供を推進する必要があります。

④家族等への支援の充実

関係機関へのヒアリングや自立支援協議会からの意見では、短期入所やレスパイトケアの充実に関する希望が見られます。現在、町内に短期入所を提供する事業所はありませんが、今後はサービス利用に向けた支援に関する検討が必要です。

また、アンケート調査では、文化・芸術・余暇活動の妨げになっていることは、「情報がない」、「一緒に行く仲間がない」、「電車やバスなどの利用が不便」などが上位となっています。今後は、より一層、文化芸術活動の周知を図るとともに、文化芸術活動への参加支援を進めていく必要があります。

(3) 安心・安全で快適なまちづくりの推進

①すべての町民への更なる障害への理解の促進

アンケート調査では、女川町民がノーマライゼーションを十分理解していると考えられる人の割合は、3障害ともに前回調査より高くなっています。今後もより一層、すべての町民の障害への理解と差別解消を進めるための取組みが重要です。

また、関係機関へのヒアリングでは、事業所・企業側の理解不足が一般就労への歯止めとなっているという意見も聞かれました。今後は、事業所・企業への差別解消、合理的配慮に関する理解の促進が重要です。

また、女川町では障害者差別解消法に基づく女川町職員対応要領が制定されていないため、早急に制定を進める必要があります。

②地域での支え合いの促進

アンケート調査では、近所づきあいの程度は、3障害ともに活発になっている様子が

うかがえます。今後は障害の有無にかかわらず誰もが、地域に参画し、地域で支え合うことが望まれます。

誰もが集える場の設置、地域の支え合い活動の促進に向けた支援など、地域活動の活性化に向けた支援が重要です。

③緊急時の支援体制の構築

アンケート調査では、単独避難ができない人で避難を助けてくれる人がいない人は、少数ですがいる状況です。

また、関係機関へのヒアリングでは、高齢の親と障害のある子どもの2人暮らしの場合に、親が倒れた場合など、緊急時への対応についての仕組みが必要との意見がありました。

地域の中での支え合いの体制づくり、また、地域と関係機関がつながる中で障害のある人・家族を見守っていく仕組みについて、構築に向けた検討が必要です。

(4) 障害福祉サービスの体制充実

①サービス提供事業者ネットワークの構築

関係機関へのヒアリングでは、障害福祉サービス提供事業者のネットワークを構築し、利用者の情報共有を図ることが提案されています。

今後は、事業者間ネットワークを構築することで、サービスの質の向上を図るとともに、福祉人財の確保・育成などの課題について、話し合っていくことが重要です。

②共生型施設の設置に向けた検討

ヒアリング調査では、障害のある人の高齢化に伴い、高齢の保護者と障害のある人が一緒に共生できる施設への希望が多く聞かれました。また、老人等保健福祉計画推進委員会でも同様の意見が出されました。

親子で過ごせる共生型施設、共生型グループホームなどについて、将来的な設置に向けて検討を進めていく必要があります。

③障害児支援の充実

前期計画では、石巻市と協働で令和2年度末までに児童発達支援センターを整備することを目標としていましたが、その計画は令和5年度末までに延長されています。今後も障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの整備に向けて、着実な検討、推進が必要です。

また、前期計画の目標である重症心身障害児を支援する障害児通所支援等の確保について、石巻市内に放課後等デイサービス事業所があり、女川町民も利用できる状況がありますが、児童発達支援事業所はない状況です。今後は、石巻市と連携を図りながら、確保に向けた検討が必要です。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

本町では「女川町復興計画」に基づき、町民の暮らしと住まいの基盤整備を進め、8か年度という計画期間内に復興事業が概ね進捗しました。そして、平成31年3月には、新たな10年に向けた町政の基本的方向を示した「女川町総合計画2019」が策定されました。

「女川町総合計画2019」の基本構想では、町がめざす将来像の「『いのち』と『暮らし』をみんなが紡ぐまち」のもと、保健・医療・福祉分野の政策目標として「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」が掲げられています。

本計画では、この将来像、目標の実現をめざして、「障害のある人もない人も、町民すべてが支え合い安心して自立した暮らしができるまち」を基本理念とします。

障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての町民にとっても安心して暮らせるまちになるという観点から、町の進めるあらゆる施策を見直し、また町民や関係機関、事業所や行政等が連携しながら、福祉のまちづくりを進めていきます。

障害のある人もない人も、
町民すべてが支え合い
安心して自立した暮らしができるまち
おながわの実現

2 基本目標

本計画では、次の4つの基本目標を掲げます。

(1) いきいきとした生活のための支援

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し、いきいきと社会参加していくことができるよう、生活支援、コミュニケーション支援の充実を図ります。また、一般就労や福祉的就労の機会の確保に向けて、企業やハローワーク、福祉施設などの関係機関との連携体制を深め、就労や雇用を促進します。また、スポーツや芸術文化活動などへの参加や取組みを周知し、活動を支援します。

(2) 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実

障害のある人とその家族が地域で安心して暮らせる地域社会をめざします。障害のある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域生活を支援する拠点の整備と充実を図るとともに、福祉施設等からの地域移行や定着を支援する環境を整えます。また、総合的な相談支援体制を強化し、成年後見制度等をはじめとした地域生活に必要な情報提供を充実させます。

(3) 安心・安全で快適なまちづくりの推進

障害のある人もない人も地域で支え合い助け合いながら、生涯にわたり住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことのできるまちづくりをめざします。障害への理解を深める取組みを充実させるとともに、差別解消や合理的配慮に関する理解を促進します。また、緊急時・災害時における避難体制を整備し、分かりやすい避難方法等の知識の普及や周知に努めます。

(4) 障害福祉サービスの体制充実

保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制を構築し、住み慣れた地域での生活を支える切れ目のない障害福祉サービスの提供をめざします。また、障害のある児童の早期発見、早期療養を行う支援体制を整備し、障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童等への支援を協議する場を設け、サービス事業所の確保や地域生活を支える体制を整備します。また、地域で福祉を支える福祉人財の確保と障害福祉サービスの質の向上に向けた取組みを推進します。

3 重点施策

本計画の重点施策を次の4点とします。

(1) 相談支援体制の構築と情報提供の充実

障害の有無に関わらず生活に困りごとを抱える誰もが相談につながるように、必要なサービスの提供ができるように、包括的な相談支援体制の構築をめざします。

また、制度や各種障害福祉サービス、相談などの生活してく上で必要な情報が届くように、広報おながわを活用するとともに、町ホームページ、障害福祉ガイドブックの配布、各種パンフレット等を充実させて、障害のある人に限らず、広く町民に情報提供を行います。

(2) 地域生活支援体制整備

障害のある人の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人やその家族が安心して暮らせるように、石巻市と協働で整備した地域生活支援拠点について、運営に関する検証を行いながら、新たな機能の拡充に関する検討を進めていきます。

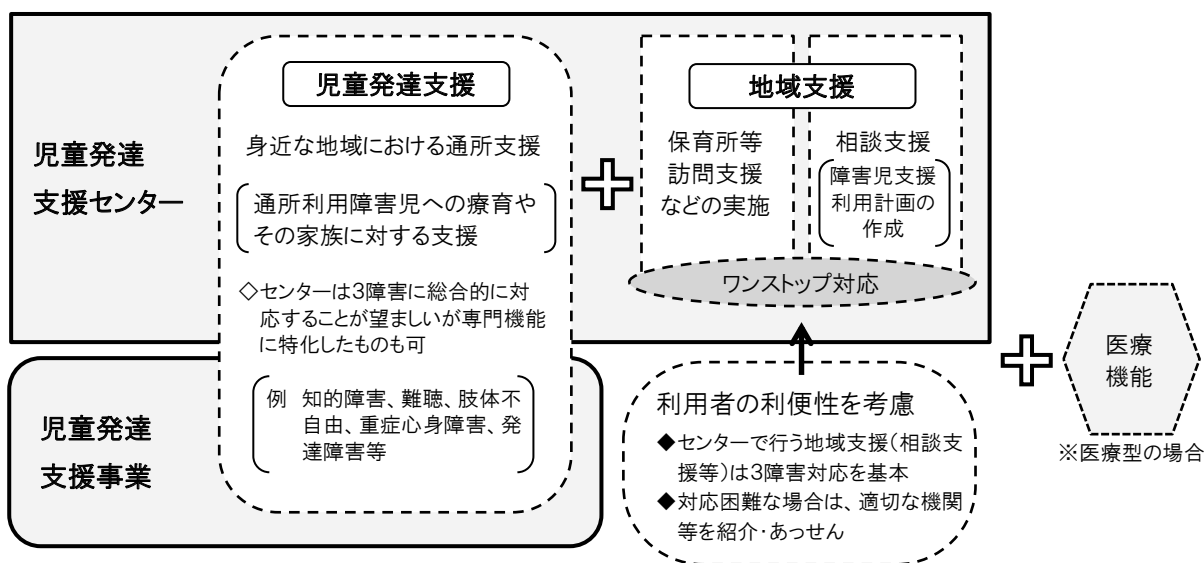
また、ヒアリング調査では、障害のある人の高齢化に伴い、高齢の保護者と障害のある人が一緒に共生できる施設への希望が多く聞かれたことから、親子で過ごせる共生型施設、共生型グループホームなどについて、必要性の有無を踏まえて検討を進めます。

(3) 障害児支援の強化

令和5年度末までに、石巻市と協働で児童発達支援センターを整備します。児童発達支援センターは、児童発達支援や保育所等訪問支援などのサービスを提供するとともに、相談支援を行い、障害児支援の中核的な施設となることをめざします。

また、医療的ニーズの高い重症心身障害児が利用できるサービス資源の確保に努めます。さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

図表1-3-1 児童発達支援センターの提供するサービス



資料：厚生労働省「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要」より作成

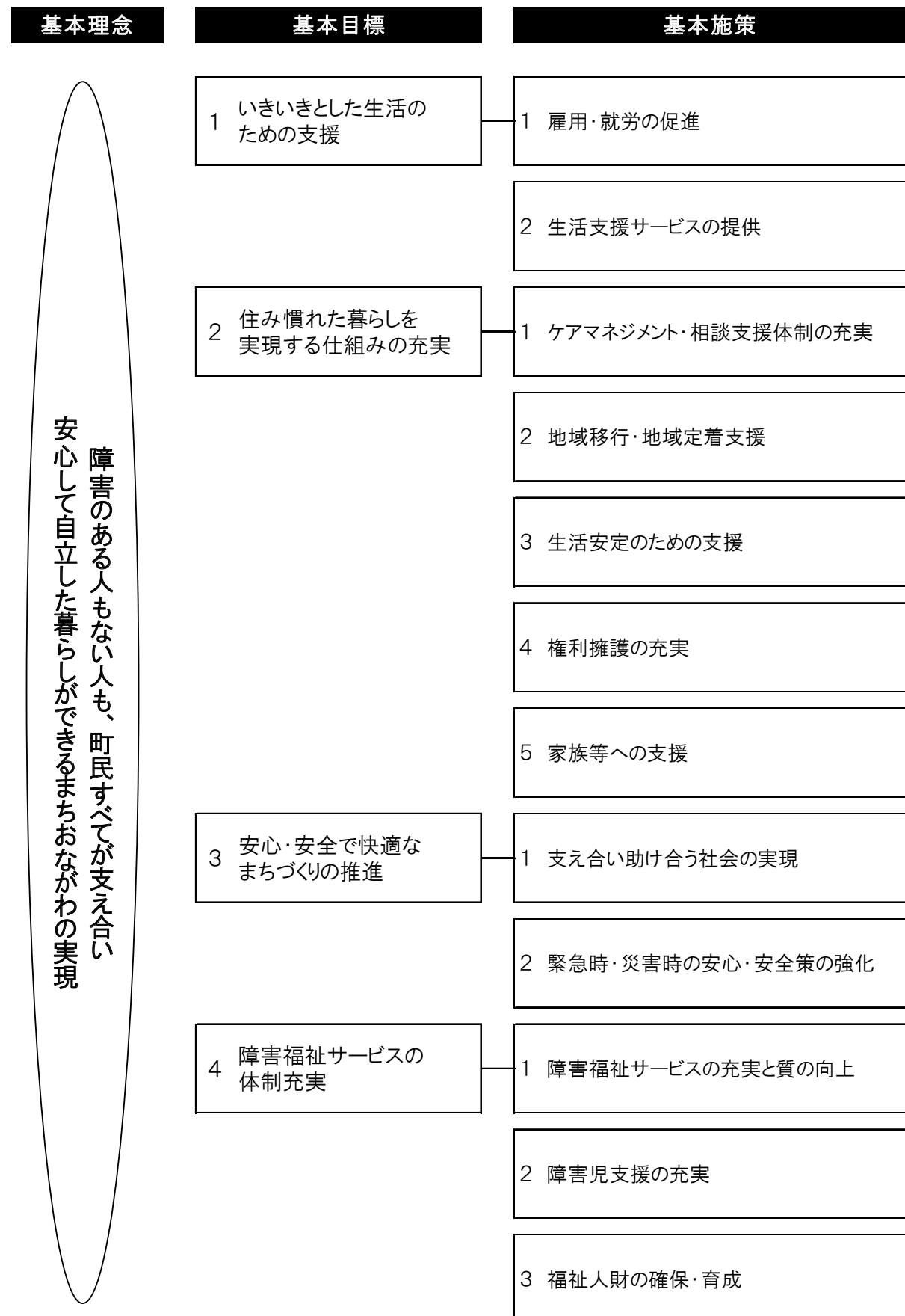
(4) 障害のある人への理解促進と差別解消の推進

アンケート結果によると、女川町民がノーマライゼーションを十分理解していると考えられる人の割合は、3障害ともに前回調査より高くなっています。

今後もより一層、すべての町民の障害への理解と差別解消を進めるため、子どもの頃から福祉教育、地域での交流の促進、各種イベントの支援、家族会・当事者団体の支援を行います。

また、関係機関へのヒアリングでは、事業所・企業側の理解不足が一般就労への歯止めとなっているという意見も聞かれたため、事業所・企業への差別解消、合理的配慮に関する理解を促進するため、情報提供、意識啓発を行います。

4 計画の体系



第2部 障害者施策の展開

第1章 いきいきとした生活のための支援

1 雇用・就労の促進

一般就労を推進するため、町内の企業へ障害のある人の雇用に積極的に取り組んでいただくように、理解を深めるための働きかけを行い、障害のある人の働く場所を確保します。また、福祉的就労の機会を確保します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
障害のある人の雇用の推進に向けた企業への働きかけ	障害のある人の雇用に対しての理解を深めてもらい積極的な雇用を企業に働きかけます。	健康福祉課
知的障害者職親委託制度 (地域生活支援事業)	知的障害のある人を一定期間事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等の支援を行います。	健康福祉課
福祉的就労の機会の確保	創作的活動や生産活動の機会、社会との交流を図り、地域生活の支援を行います。 また、一般企業での就労が困難な人の働く場、知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確保します。	健康福祉課

2 生活支援サービスの提供

障害のある人が安心して生活し、社会参加ができるように、生活支援サービスとして、移動支援、コミュニケーション支援を行います。移動支援は外出支援を充実するとともに、日常生活を送るうえで欠かせない通院にかかる移動支援の検討を進めます。また、新しいまちづくりに対応した人にやさしい安心・安全な公共交通の確立をめざします。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
安心・安全な公共交通の確立	高台移転等による新しいまちづくりに対応した高齢者、障害者等にやさしい安心・安全な公共交通の確立をめざします。	企画課
公共交通機関の利用促進	障害者手帳所持者における各種公共交通機関（タクシー、JR等（地下鉄を含む）、バス、国内航空、国内旅客船）の利用料金の割引について周知を行います。	健康福祉課
円滑な移動のための支援	日常生活の円滑な移動を促進するために、有料道路の割引、福祉タクシー利用助成、自動車ガソリン費助成、自動車運転免許取得・改造助成事業（地域生活支援事業）等の支援を行います。	健康福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能等の障害のある人に、手話通訳者・要約筆記奉仕者の派遣を行います。費用は無料です。	健康福祉課
紙おむつ支給事業	紙おむつを常時使用している人に助成券を支給し、重度の障害のある人を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
補装具の交付・修理	身体の失われた部分や思うように動かすことができない障害のある部分を補って、日常の生活を容易にするために必要な用具を補装具といいます。交付・修理を受けることができるのは、身体障害者手帳の交付を受けている人に限ります。障害があり手帳の交付を受けていない人は、まず手帳の交付を受ける必要があります。	健康福祉課
日常生活用具の給付等	在宅の重度の障害のある人が日常生活をより便利に生活できるように、障害の程度に応じて各種用具の給付及び貸与を受けることができます。	健康福祉課
移動支援（地域生活支援事業）	社会参加や余暇活動のための外出支援を行います。	健康福祉課
日中一時支援（地域生活支援事業）	日中における活動の場の確保と、家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等を行います。	健康福祉課
訪問入浴サービス（地域生活支援事業）	寝たきり等の重度の障害のある人に、浴槽等の機材を搬入することにより、居宅において入浴サービスを行います。	健康福祉課

第2章 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実

1 ケアマネジメント・相談支援体制の充実

障害のある人すべてが一人ひとりにあった生活を自己選択・自己決定できるように、障害のある人、その家族向けに身近な生活の相談から障害福祉サービスの利用にいたるまでの一連の相談支援を行います。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみの運営	石巻市とともに「基幹相談支援センターくるみ」を運営しています。地域における障害のある人の相談支援の資質向上を図る目的で、専門的な相談支援、相談事業者に対する指導や助言、人材育成や相談機関との連携強化に関する業務を行います。	健康福祉課
障害者相談支援事業（地域生活支援事業）	障害のある人やその家族の保健福祉や生活に関する相談に応じたり、障害福祉サービス等を利用するのに必要な情報を提供し、利用に当たっての援助や障害福祉サービス事業所の紹介を行います。地域生活支援事業として、相談支援事業所2か所に委託します。	健康福祉課
精神障害者コミュニティサロン設置運営事業	石巻市とともに、回復途上にある精神障害のある人やひきこもりの人が安心して過ごすことができる集いの場を提供します。石巻地域総合生活支援センターに開設しています。	健康福祉課

精神障害者コミュニティサロン(石巻地域総合生活支援センター)

<外観>



<サロンの様子>



2 地域移行・地域定着支援

障害のある人の住まいの確保に努めるとともに、重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活を支援する拠点を整備します。

また、施設や病院に入所等していた障害のある人の地域生活への移行に向けた相談支援、単身等で地域生活を送る障害のある人について随時の相談・助言等を行います。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	障害の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、石巻市と協働で障害のある人の地域生活を支える拠点の整備を進め利用を開始していますが、拠点の充実を進め体制整備を進めます。	健康福祉課
地域移行・地域定着の促進	施設や病院に入所等していた障害のある人の希望に沿った住居の確保や地域生活に移行するための相談等を支援します。居宅において単身で生活している障害のある人については、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う関係機関と町が連携を図ることにより、地域定着を促進します。また、平成30年度から新たにはじまる自立生活援助サービスについて提供体制の確保に努めます。	健康福祉課
グループホーム等の整備の検討	少人数で共同して生活を送る居住の場として、グループホームの整備や共生型のグループホームの必要性を検討します。	健康福祉課
知的障害者グループホーム体験ステイ事業	在宅の知的障害のある人に、将来に向けたグループホームへの移行を円滑にするため、体験型グループホームの利用に要する費用の一部を負担します。	健康福祉課
住宅入居等支援事業 (地域生活支援事業)	住宅の確保が困難な障害のある人に、賃貸住宅の入居先の確保のための支援や入居継続に必要な支援を行います。	健康福祉課

3 生活安定のための支援

自立した生活を送るためには経済的な面での安定が不可欠です。そのため、生活保障として年金や手当の支給、医療費助成を行います。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
経済的な支援	障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度に関する窓口業務を行います。また、障害のある人のいる世帯や障害の状況により、NHK放送受信料の減免について手続き等を行います。	健康福祉課
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	呼吸機能の低下により在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害のある人に対し、酸素濃縮器の利用に要する経費（電気料金）の一部を助成します。	健康福祉課
医療費助成	重度の障害のある人が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の自己負担額（高額療養費及び付加給付金を除く）及び入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成します。また、指定医療機関において、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に要する費用の一部を公費で負担します。	健康福祉課

4 権利擁護の充実

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、判断能力に不安を持つ障害のある人が安心して福祉サービスの利用、資産管理等を行えるように、権利擁護の仕組みを充実強化するとともに、積極的な情報提供を行います。また、障害のある人の虐待防止に取り組みます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
日常生活自立支援事業「まもりーぶ」	知的障害・精神障害のある人・認知症の人等で、判断能力が十分でない人が、地域で福祉サービスを適切に利用し、自立した生活を送れるよう女川町社協と地域の生活支援員が手伝います。	女川町社協 健康福祉課
成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業)	成年後見制度の町長申立や成年後見人等の報酬助成を行っています。それらと併せ、地域包括支援センター、役場等相談窓口の周知と制度を必要とするひとり暮らし高齢者や障害のある人等への利用支援を行います。	健康福祉課
財産管理サポートセンターとの連携	障害のある人の財産について、本人の願う生活に沿った形で、適正に管理・運用する事業等を行い、障害のある人の地位の向上や人権と権利を擁護し、障害のある人の生活の質を向上させることに寄与することを目的とします。	健康福祉課
障害者虐待防止の推進	健康福祉課内に設置している「女川町障害者虐待防止センター」において、障害者虐待に関する通報及び届出の受理並びに障害のある人の安全確認及び事実確認とともに、虐待を受けた障害のある人の緊急一時保護に係る調整、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言等を行います。	健康福祉課

5 家族等への支援

在宅での家族の負担を少しでも軽減できるよう、短期入所等の障害福祉サービスを実施します。また、家族の精神的な介護負担も軽減されるように相談支援や当事者団体・家族会の活動を支援します。また、障害のある人がや芸術文化活動等への参加意欲を高め、主体的に参加できるように支援します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
家族への相談支援	障害のある人や家族が気軽に相談できるよう窓口での相談や相談支援事業所を活用した相談受付を行います。	健康福祉課
当事者団体・家族会の活動支援	女川町手をつなぐ親の会等の当事者団体・家族会の運営に対する助成等を行い、研修や交流、文化活動を支援します。	健康福祉課 女川町社協
町民文化祭への参加の促進	文化祭への参加や作品の出品等について周知を図ります。	生涯学習課

第3章 安心・安全で快適なまちづくりの推進

1 支え合い助け合う社会の実現

障害のある人もない人も支え合い助け合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会を実現するために、すべての町民が障害のある人への理解と差別解消を促進します。また、公共交通機関・道路・公共施設・公園等、障害のある人の移動を円滑にするためにバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
障害への理解促進と差別解消	障害理解促進、障害者差別解消法に関する広報の充実を図り、障害への理解を促進します。また、障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消に関して町職員が適切に対応できるように必要な基本的事項を定めた対応要領を制定します。	健康福祉課 総務課
福祉教育の推進	子どもから大人まで全町民が、それぞれの段階に応じた活動や学習を積み重ねていくことにより、体験を経験につなげる仕組みをつくり、関係機関と協働で福祉教育を進めていきます。	女川町社協
民生児童委員協議会での見守り活動の実施	地域において、民生児童委員による見守り活動を実施します。	女川町社協 健康福祉課
障害者住宅改造資金助成	重度の身体障害のある人が居住する住宅のバリアフリー化のために要する費用の一部を助成します。	健康福祉課
バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	障害のある人のみならず、高齢者、幼児等を含めたすべての町民が安心して快適に移動できるよう、段差の解消、歩道の整備等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	建設課 健康福祉課

2 緊急時・災害時の安心・安全策の強化

災害等に備え災害時要支援者名簿を整備します。また、要援護者個別支援計画を作成し、緊急時・災害時にも障害のある人の安心・安全が確保できるよう支援体制を構築します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
緊急時の支援の充実	在宅のひとり暮らしの身体障害のある人の緊急事態に迅速に対応できるように、緊急通報システムを無償で貸与します。また、障害がある人等に救急時の必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布し、万が一の際、迅速な救命活動につなげ、安心・安全を提供します。	健康福祉課 女川町社協
防犯・防災・交通安全対策の推進	関係機関と連携を深め、防犯・防災体制の整備や交通安全に関する情報提供に努めます。また、民生児童委員を中心とした見守り活動、各地区における自主防災組織づくりを支援します。	企画課 健康福祉課 町民生活課 女川町社協
災害時要支援者の支援強化	女川町地域防災計画に基づき災害時要支援者名簿を整備し、併せて要援護者個別支援計画の作成を進め、地域と共有できる仕組みづくりを検討します。さらには、名簿の更新方法を検討するとともに、地域における災害時要支援者の避難体制を検討します。	健康福祉課 企画課

第4章 障害福祉サービスの体制充実

1 障害福祉サービスの充実と質の向上

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、障害福祉サービスの充実をめざすとともに、共生型サービスについても検討します。

また、相談やサービスの質を確保・向上するため、石巻市女川町自立支援協議会と連携を図るとともに、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみの運営を行います。また、委託相談支援事業所との定期的な会議の実施、個別ケース会議を開催し情報共有に努めます。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
障害福祉サービスの拡充・充実支援	町内に不足している障害福祉サービスが利用できるよう支援します。また、利用できる事業所の確保に努めます。	健康福祉課
共生型サービスの検討	地域共生社会の実現に向けて、人口減少など地域の実情にに応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう創設された「共生型サービス」について検討を行います。本町における現状のサービス利用状況を踏まえ、本町にふさわしい共生型サービスについて検討していきます。	健康福祉課
石巻市女川町自立支援協議会での検討	石巻市女川町自立支援協議会において、関係機関と連携を図りながら、地域における課題の解決、障害のある人の相談やサービス提供の仕組み等を検討します。	健康福祉課
委託相談支援事業所・コミュニティサロンとの会議	2か所の委託相談支援事業所・精神障害者コミュニティサロンと定期的な会議を設け、支援ケースの情報共有を図ります。	健康福祉課
個別ケース会議の開催	個別ケース会議を開催し、関係者による個別支援等の検討を行います。	健康福祉課

2 障害児支援の充実

宮城県では、「障害の有無によらず、すべての児童生徒が心豊かな生活と共生社会の実現をめざし、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人ひとりのさまざまな教育的ニーズに応じて適切な教育を展開する」ことを特別支援教育将来構想の基本理念として掲げているところです。これを受け、本町では、障害のある子どもとない子どもが多様な学びの場においてともに学ぶ教育環境の整備に努めます。

また、乳幼児の発育・発達の遅れ、障害等の早期発見、保健、医療、福祉、教育等の連携の促進、児童発達支援センターの整備を進め、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を提供することで、障害のある児童やその家族を支援します。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育支援	個別教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用を図り、障害のある子どもへの合理的配慮を進め、障害の有無に関係なく多様な学び場においてともに学ぶ教育環境の整備に努めます。 特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援教育連携協議会並びに特別支援教育コーディネーター連絡協議会（保健師、保育士、小・中学校教諭、特別支援学校地域支援担当教諭で構成）において、生活上、学習上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援等について検討し、保護者、関係職員等の障害理解、資質向上のための研修会等を行い、障害のある幼児児童生徒（特に発達障害）に対しての支援体制の構築に努めます。	教育総務課
児童発達支援センターの整備	障害のある児童やその家族の相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターを整備します。	健康福祉課
障害児通所支援等の拡充・充実支援	児童発達支援センターを整備し、障害児通所支援等の提供体制の充実を図ります。	健康福祉課
各種乳幼児健診・教室等の実施	障害の予防や早期発見のため、妊産婦への教育や、各種乳幼児健診・教室等を実施します。	健康福祉課
保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築	医療的ケアを必要とする障害児支援や発達障害者支援を進めるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を石巻市・女川町自立支援協議会に設置します。	健康福祉課

3 福祉人財の確保・育成

健康福祉のまちづくりを進めるためには、今後ますます福祉人財の確保・育成が必要になります。町と事業者が協力しながら人財の確保・育成に力を入れていきます。

※本町に暮らす一人ひとりの知識・経験・支え合うところを財産として捉え『人財』と表現しています。

○主な事業

事業名	事業内容	担当課
福祉人財の確保・育成の推進	町内在住の人が就労や能力向上のため資格を取得された場合や、資格取得を伴わない研修会等の受講経費及び事業者、団体の方々が主催する研修会等の開催経費の助成を行います。また、手話によるコミュニケーション技術の取得及び奉仕員の養成を目的として、講座を開催します。	企画課 健康福祉課
石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみの運営（再掲）	石巻市とともに「基幹相談支援センターくるみ」を運営しています。地域における障害のある人の相談支援の資質向上を図る目的で、専門的な相談支援、相談事業者に対する指導や助言、人材育成の支援や相談機関との連携強化に関する業務を行います。	健康福祉課

第3部 障害福祉計画（第6期）・
障害児福祉計画（第2期）

第1章 基本的考え方と成果目標

1 考え方、視点

前期計画に引き続き、

『障害のある人がさまざまな福祉サービスを利用し、
主体的に生活する』

以上の考え方を推進するために以下の基本的な視点に基づき、計画を策定します。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別や程度を問わず、障害のある人等が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を利用しながら、障害のある人等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

(2) 3障害（身体障害、知的障害、精神障害）と難病等のある人へのサービス提供

障害者総合支援法では、「制度の谷間」を埋めるべく、障害のある人の範囲に難病等を加えています。身体・知的・精神障害、難病等のある人に障害福祉サービス等を提供します。また、相談支援の充実を図るとともに、障害種別に応じたサービス提供に努めます。

(3) 障害のある人を支える地域づくり

障害のある人についての取組みを進めるうえで、行政はもとより、当事者やその家族、支援者も含めた地域での障害のある人を支えるまちづくりを推進します。そして、障害のある人自身の自発的な取組みへのきっかけづくりと協働への働きかけに努めます。

(4) 障害認定基準に当てはまらない人への配慮

従来の障害認定基準に当てはまらない発達障害や高次脳機能障害の人等、福祉サービスの利用が困難と思われる人に対しても柔軟に対応し、相談支援やサービスの提供に努めます。

2 計画の目標値の設定

本計画の基本理念、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和元年度末時点から令和5年度末までに1.6%以上の削減することを定めています。

本町では、令和元年度末時点の施設入所者数6人のうち、1人が令和5年度末までに地域生活に移行することをめざします。

項目	数 値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	6人	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	1人 (16.7%)	令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者(C)	0人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
【目標値】 施設入所者削減見込み数	1人 (16.7%)	差引減少見込数 (A-B+C)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

本町では、石巻圏域において保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

(回、人/年)

活動指標	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

②精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込量を設定します。

(人/月)

活動指標	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、令和5年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、圏域ごとに1か所以上整備することを定めています。また、機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討することを基本としています。

本町では、石巻市と協働で、平成31年4月に「面的整備型」で地域生活支援拠点を整備しています。今後は「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」で運用状況の検証及び検討を行いながら、機能の充実を図ります。

項目	数値	考え方
令和元年度末の整備状況	整備(面的)	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の整備状況	整備(面的)	令和6年3月31日時点の目標
【目標値】 運用状況の検証及び検討回数	年2回	年間の運用状況の検証及び検討の目標回数

（4）福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労移行者数

国の指針では、令和5年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労への移行実績を、令和元年度の1.27倍以上にすることを定めています。

また、国の指針では、就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では令和元年度の1.30倍以上、就労継続支援事業（A型）では令和元年度の1.26倍以上、就労継続支援事業（B型）では令和元年度の1.23倍以上にすることを定めています。

本町では、就労移行支援事業等を利用した令和元年度の年間一般就労者数は0人であり、令和5年度には就労移行支援事業等を利用して1人になることをめざします。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等を利用した 令和元年度の年間一般就労者数	0人	平成31年4月1日から令和2年3月31日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数
【目標値】 就労移行支援事業等を利用した 令和5年度の年間一般就労者数	1人	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数

項目		数値	考え方
就労移行支援事業	【目標値】 令和5年度の年間一般就労者数	1人	令和5年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業(A型)	【目標値】 令和5年度の年間一般就労者数	0人	令和5年度において就労継続支援事業(A型)を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業(B型)	【目標値】 令和5年度の年間一般就労者数	0人	令和5年度において就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労する人の数

②就労定着支援事業利用者数

国の指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する人のうち、70%以上が就労定着支援事業利用することを定めています。

本町では、就労移行支援事業等を利用した令和5年度の年間一般就労者数の目標を1人としており、その1人が就労定着支援事業を利用することをめざします。

項目	数値	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数 ※①の目標値	1人	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 令和5年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	1人 (100.0%)	令和5年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人の数

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の指針では、令和5年度において、町内の就労定着支援事業所のうち就労定着率(過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。)が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを定めています。

本町内には、現時点で就労定着支援事業所がありませんので、計画期間中にできた場合は、就労定着率が80%以上になることをめざします。

（5）障害児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

◆児童発達支援センターの設置

国の指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置することを定めています。

本町では、石巻市と協働で令和5年度末までに児童発達支援センターを整備することをめざします。

項目	数 値	考え方
令和元年度末の児童発達支援センター数	0か所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和6年3月31日時点の数

◆保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度末までに、市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本町の圏域内には既に保育所等訪問支援を提供する事業所があります。その事業所に継続してサービスを提供していただけるよう努めます。

項目	数 値	考え方
令和元年度末の事業所数	1事業所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の数

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本町の圏域内には既に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所があります。その事業所に継続してサービスを提供していただけるよう努めます。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はないため、近隣市町と協働で圏域内での確保に努めます。

項目	数 値	考え方
令和元年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	0事業所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の数
令和元年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	令和6年3月31日時点の数

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

◆関係機関の協議の場

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを定めています。

本町では、石巻市と協働で令和5年度末までに協議の場を整備します。

項目	数 値	考え方
令和元年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	未整備	令和2年3月31日時点の数
【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	整備	令和6年3月31日時点の数

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

本町の圏域内では、既にコーディネーターが1人配置済みですが、計画期間内は配置を維持していくよう努めます。

(人/月)

活動指標	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児支援のコーディネーター配置人数	人	1	1	1

（6）相談支援体制の充実・強化等

①相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保

国の指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

本町では、石巻市と協働で設置した「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」が総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施しています。今後もその体制を確保します

項目	内容
令和元年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	石巻市と協働で確保
【目標値】 令和5年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	石巻市と協働で確保

②相談支援体制の充実・強化のための取組み

◆障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」の機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

活動指標	第6期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施

◆地域の相談支援体制の強化

「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」において、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組みを実施します。

(回、件/年)

活動指標	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	12	12	12
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	回	4	4	4

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

①サービスの質の向上を図るための体制構築

国の指針では、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められているため、令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築することを定めています。

項目	内容
令和元年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	構築
【目標値】 令和5年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	構築

②障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

◆宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への本町職員の参加人数

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本町障害福祉担当職員すべての参加を促進します。毎年度3人の職員が宮城県の研修に参加することをめざします。

(人/年)

活動指標	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の女川町職員の参加人数	人	3	3	3

◆障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析します。そして、その結果を事業者と共有します。

(回/年)

活動指標	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する場の開催回数	回	1	1	1

(8) 発達障害者等に対する支援

発達障害者及び発達障害児（以下、「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

(人/年)

活動指標	単位	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講者数	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1

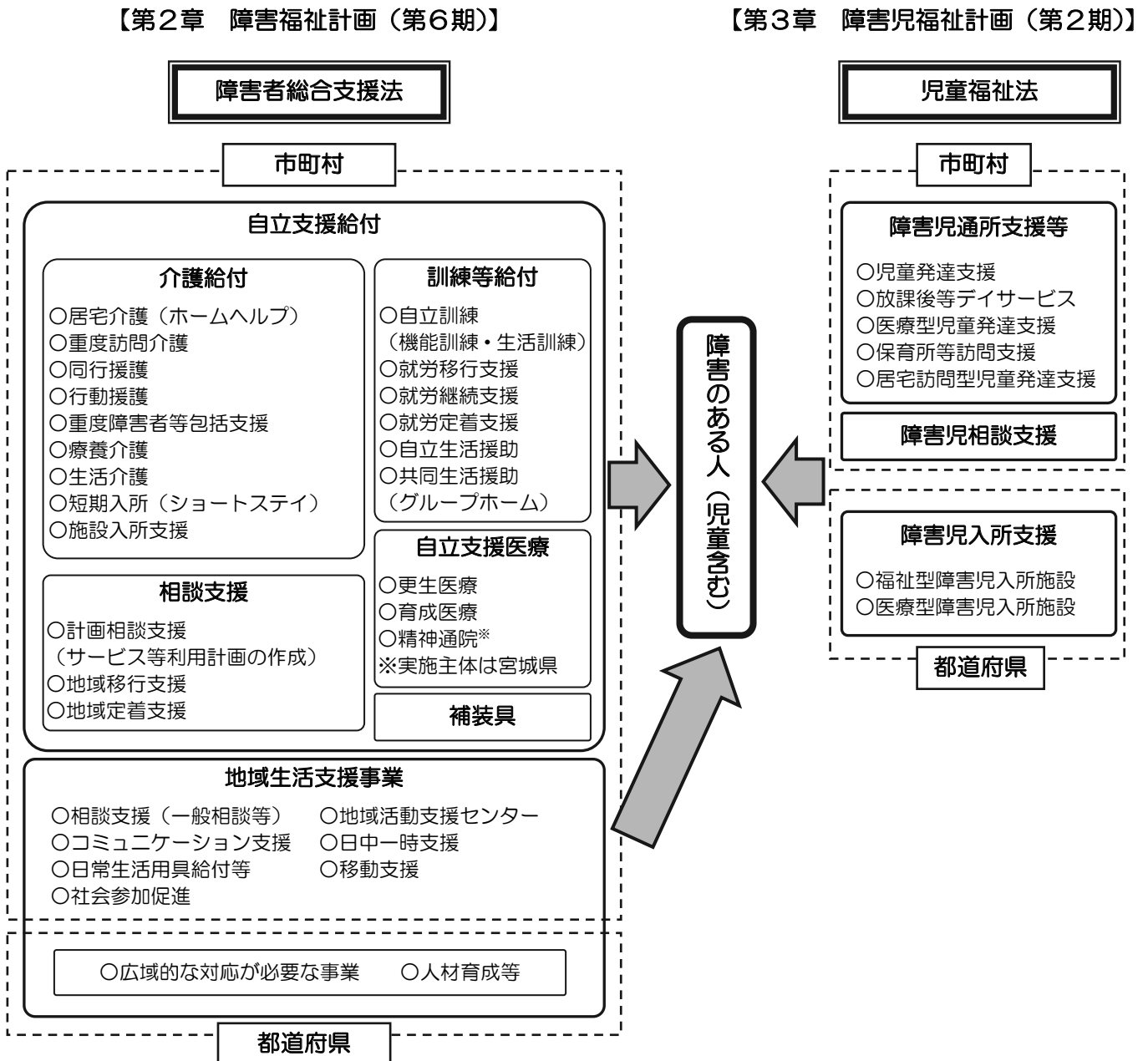
第2章 障害福祉計画(第6期)

1 障害福祉サービスの全体像

(1) 障害福祉サービスの全体像

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。

図表3-2-1 障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービスの全体像



（2）障害福祉サービスの内容

障害者総合支援法に基づき、市町村が提供するサービスの内容は次のとおりです。

① 自立支援給付（障害福祉サービス）

訪問系サービス	
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 （機能訓練）	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 （生活訓練）	知的障害・精神障害のある人に、一定期間日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 （B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労支援等のサービスを受けていた障害のある人などに、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を行うサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを提供するサービス

居住系サービス等	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行うサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護その他必要な支援を提供するサービス
相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人が地域に生活を移行するため、住居の確保やその他の活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス

② 地域生活支援事業

必須事業	相談支援事業	
	障害者相談支援事業	障害のある人やその家族の保健福祉や生活に関する相談に応じ、障害福祉サービス等必要な情報を提供し、利用に当たっての援助、サービス事業所の紹介を行います。
	地域自立支援協議会	地域において障害のある人の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、また、困難事例への対応のあり方について協議・検討するための関係機関のネットワークを構築します。
	相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することで、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	障害のある人の地域生活移行を進めるため、住宅の確保が困難な障害のある人に対し、賃貸住宅の入居先確保のための支援、入居継続のために必要な支援を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない知的障害のある人や精神障害のある人が成年後見制度を利用する場合に申立てを支援します。
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のある人に対し、健聴者との意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	障害のある人の在宅生活を支援するため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等を行います。
	移動支援事業	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、屋外における移動の支援を行います。
	地域活動支援センター事業	センター利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、地域生活の支援を行います。
その他の事業	知的障害者職親委託制度	知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害のある人を一定期間、知的障害のある人の更生援護に熱意のある事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等の支援を行います。
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場の確保と、家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。
	社会参加促進事業	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	重度の身体障害のある人の社会参加のため、自動車運転免許取得と自動車改造に必要な費用の一部を助成します。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成を行うため、手話実技及び手話に関する基礎知識等を習得するための講座を開催します。

2 見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

第5期計画では居宅介護のみ実績があります。第6期計画でもその実績が継続すると見込んでいます。

(月当たり)

	単位	区分	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	サービス量	時間	計画	—	—	—	130	130	130
			実績	50.25	77.16	62.16			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	6	6	6
			実績	4.66	7.25	7			
		%	計画比	—	—	—			
重度訪問介護	サービス量	時間	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
同行援護	サービス量	時間	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

※第5期計画では個別サービスごとの目標値はなし

（月当たり）

	単位	区分	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
行動援護	サービス量	時間	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
重度障害者等包括支援	サービス量	時間	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

※第5期計画では個別サービスごとの目標値はなし

（2）日中活動系サービス

生活介護は、第5期では実績が増加傾向であり、第6期も増加傾向が継続すると見込んでいます。

自立訓練（機能訓練）は、第5期は計画値のとおり利用がありません。第6期も利用が無いものと見込みます。自立訓練（生活訓練）は、第5期では実績が増加傾向であり、第6期も増加傾向が継続すると見込んでいます。

就労移行支援は、第5期では一定の利用があります。第6期は増加を見込んでいます。

就労継続支援（A型）は、第5期の令和元年度、2年度はありませんが、第6期も第5期の計画値同様、2人の利用を見込みます。就労継続支援（B型）は、町内に事業所があることから第5期は一定の利用があります。第6期は増加を見込みます。就労定着支援は、第5期は利用がありません。第6期も利用が無いものと見込みます。

療養介護は、第5期は1人の利用があります。第6期も1人の利用が継続すると見込みます。

短期入所（福祉型）は、第5期は1～2人の利用があります。利用希望が多いことから、第6期は増加すると見込み3人とします。短期入所（医療型）は、第5期は利用がありません。第6期も利用が無いものと見込みます。

(月当たり)

		単位	区分	第5期			第6期		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量	人日	計画	204	221	238	240	260	260
			実績	198.3	200.8	226.5			
		%	計画比	97.2	90.9	95.2			
	実利用者数	人	計画	12	13	14	12	13	13
			実績	9.8	10.1	11			
		%	計画比	81.7	77.7	78.6			
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	人日	計画	20	30	40	35	50	50
			実績	9.2	27.5	35.5			
		%	計画比	46.0	91.7	88.8			
	実利用者数	人	計画	2	3	4	2	3	3
			実績	0.7	2	2			
		%	計画比	35.0	66.7	50.0			
就労移行 支援	サービス量	人日	計画	30	30	30	40	60	60
			実績	23.3	19.4	18			
		%	計画比	77.7	64.7	60.0			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	2	3	3
			実績	2.2	1.9	1			
		%	計画比	110.0	95.0	50.0			
就労継続 支援(A型)	サービス量	人日	計画	40	40	40	40	40	40
			実績	5.2	0	0			
		%	計画比	13.0	0.0	0.0			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	2	2	2
			実績	0.3	0	0			
		%	計画比	15.0	0.0	0.0			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

（月当たり）

	単位	区分	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援(B型)	サービス量	人日	計画	400	400	400	400	420	440
			実績	397.3	366.3	351.5			
		%	計画比	99.3	91.6	87.9			
	実利用者数	人	計画	20	20	20	20	21	22
			実績	17.3	18	17.5			
		%	計画比	86.5	90.0	87.5			
就労定着支援	実利用者数	人	計画	2	2	2	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	0.0	0.0	0.0			
療養介護	実利用者数	人	計画	2	2	2	1	1	1
			実績	1	1	1			
		%	計画比	50.0	50.0	50.0			
短期入所(福祉型)	サービス量	人日	計画	10	10	10	15	15	15
			実績	37.8	0.2	6			
		%	計画比	378.0	2.0	60.0			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	3	3	3
			実績	1.5	1.5	1			
		%	計画比	75.0	75.0	50.0			
短期入所(医療型)	サービス量	人日	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	—	—	—	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

(3) 居住系サービス等

自立生活援助は第5期の実績はありませんが、施設入所者等の域生活への移行が進むことを見込んで、第6期も1人と見込みます。

共同生活援助(グループホーム)は、第5期は15人程度の利用でしたが、親亡き後を見据えた利用、施設入所者や精神病床に入院している人の域生活への移行が進むことを見込んで、第6期は増加することを見込みます。

施設入所支援は、第5期は6人程度の利用となっています。第6期は域生活への移行が進むことを見込んで、5人になると見込みます。

(月当たり)

		単位	区分	第5期			第6期		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
		%	計画比	0.0	0.0	0.0			
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数	人	計画	16	16	16	17	18	19
			実績	15.4	15.2	15			
		%	計画比	96.3	95.0	93.8			
施設入所支援	実利用者数	人	計画	5	5	4	5	5	5
			実績	5.8	6	6			
		%	計画比	116.0	120.0	150.0			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

（4）相談支援サービス

計画相談支援は、第5期は平成30年度、令和元年度の利用は9人となっています。第6期も継続すると見込み、10人を見込みます。

地域移行支援、地域定着支援は、第5期の実績はありませんが、施設入所者や精神病床に入院している人の地域生活への移行が進むことを見込んで、第6期も1人を見込みます。

（月当たり）

	単位	区分	第5期			第6期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	実利用者数	人	計画	20	20	20	10	10	10
		実績	9	9	2				
		%	計画比	45.0	45.0				10.0
地域移行支援	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0				
		%	計画比	0.0	0.0				0.0
地域定着支援	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0				
		%	計画比	0.0	0.0				0.0

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村が実施主体である等、地域の実情に応じた事業の実施が求められています。第6期は第5期の実績から見込んでいます。

- 相談支援事業は、現状の相談支援事業所2か所を維持します。また、石巻市とともに自立支援協議会を設置し、福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携し、障害のある人の生活を支援します。
- コミュニケーション支援事業は、計画値どおりに推移していますが、さらにサービス利用が促進されるよう努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、第5期は需要量が減少していますが、今後もサービスの維持に努めます。
- 移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援事業は、サービス利用量が増加すると予想されるため、サービスの維持を継続します。
- 社会参加促進事業は、今後も手話奉仕員を養成するための研修を継続します。

(年当たり)

	単位	区分	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)相談支援事業								
①相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	か所	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
%	計画比	100.0	100.0	100.0				
イ 地域自立支援協議会	か所	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
②市町村相談支援機能強化事業	か所	計画	1	1	1			
		実績	1	1	1			
③住宅入居等支援事業	か所	計画	有	有	有			
		実績	有	有	有			
④成年後見制度利用支援事業	か所	計画	有	有	有			
		実績	有	有	有			
(2)コミュニケーション支援事業	件	計画	1	1	1			
		実績	1	1	0			
	%	計画比	100.0	100.0	0.0			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

（年当たり）

	単位	区分	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(3)日常生活用具 給付等事業	件	計画	114	114	114	90	90	90
		実績	75	69	29			
	%	計画比	65.8	60.5	25.4			
①介護・訓練支援 用具	件	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	0	2	0			
	%	計画比	0.0	100.0	0.0			
②自立生活支援 用具	件	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	2	0	0			
	%	計画比	100.0	0.0	0.0			
③在宅療養等 支援用具	件	計画	4	4	4	3	3	3
		実績	1	1	1			
	%	計画比	25.0	25.0	25.0			
④情報・意思疎通 支援用具	件	計画	5	5	5	12	12	12
		実績	9	9	1			
	%	計画比	180.0	180.0	20.0			
⑤排せつ管理 支援用具	件	計画	100	100	100	70	70	70
		実績	63	57	27			
	%	計画比	63.0	57.0	27.0			
⑥居宅生活動作 補助用具 （住宅改修費）	件	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	0	0			
	%	計画比	100.0	0.0	0.0			
(4)移動支援事業								
実利用者数	人	計画	5	5	5	10	10	10
		実績	6	7	4			
	%	計画比	120.0	140.0	80.0			
延べ利用時間数	時間	計画	210	210	210	100	100	100
		実績	56	65	30.5			
	%	計画比	26.7	31.0	14.5			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

(年当たり)

	単位	区分	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(5)地域活動支援センター								
実施か所数	か所	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
実利用者数	人	計画	7	7	7	7	7	7
		実績	5	7	5			
	%	計画比	71.4	100.0	71.4			
(6)日中一時支援事業								
実利用者数	人	計画	4	4	4	6	6	6
		実績	5	7	5			
	%	計画比	125.0	175.0	125.0			
延べ利用日数	日	計画	50	50	50	100	100	100
		実績	281	285	141			
	%	計画比	562.0	570.0	282.0			
(7)社会参加促進事業								
手話奉仕員養成研修事業	人	計画	2	2	2	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0	0.0	0.0			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

3 見込み量確保のための方策

（1）自立支援協議会の活動充実に向けた支援

石巻市女川町自立支援協議会は、関係機関と連携を図りながら、地域における課題の解決、障害のある人の相談やサービス提供の仕組み等を検討することを目的に、関係市町の事業所・関係機関と連携して活動をしています。

サービスの見込み量の確保に当たっては、自立支援協議会と連携し、専門性の高い相談支援システムが構築されるよう、指定事業所の一層の確保やネットワークづくり、相談支援体制の強化を進めます。

（2）福祉人材の確保と育成

事業者や福祉人材の確保が困難な状況が続いているため、既存の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るとともに、必要に応じ事業者の開拓に努めます。

個々の障害の状態に応じた柔軟なサービスを提供できるよう、自立支援協議会や地域福祉計画と連動しながら、福祉人材の確保・育成をめざします。

（3）ノーマライゼーションの理解とコミュニティづくり

障害のある人が地域生活を送ることができるためにはサービスの充実だけでなく、コミュニティからの見守り、利用しやすい相談窓口、町民の幅広い理解が大切です。

地域福祉計画と連動しながら、障害のある人も含めた地域共生社会をつくるために、ノーマライゼーションの理解をより一層深め、すべての人にとって暮らしやすいまちとなるよう、意識の醸成とコミュニティづくりを進めます。

（4）町内の障害福祉サービス提供事業者間ネットワークの構築

町内の障害福祉サービス提供事業者間ネットワークを構築し、事業者間で利用者の情報共有を図り、サービスの質の向上に努めます。また、事業者間ネットワークの中で、福祉人材の確保・育成などの課題について話し合います。

第3章 障害児福祉計画(第2期)

1 障害児通所支援等の内容

児童福祉法に基づき、市町村が提供するサービスの内容は次のとおりです。

障害児通所支援	
児童発達支援	障害のある児童(療育の必要な児童)に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※医療型児童発達支援では上記とともに治療を提供
放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス
障害児入所支援 (都道府県)	障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス

2 見込量と確保策

（1）障害児通所支援等サービス

児童発達支援は、第1期は令和2年度のみ利用がありますが、計画値を大きく下回っています。第2期は利用者が年間1人ずつ増加することを見込みます。

放課後等デイサービスは、第1期は令和元年度、令和2年度に利用がありますが、計画値を下回っています。第2期は一定の利用を見込み、年間2人を見込みます。

保育所等訪問支援は、第1期の実績はありませんが、第2期は利用が増加すると見込みます。

居宅訪問型児童発達支援は、第1期は計画値のとおり利用がありません。第2期も利用が無いものと見込みます。

（月当たり）

	単位	区分	第1期			第2期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	サービス量	人日	計画	6	6	6	24	36	48
			実績	0	0	0.3			
		%	計画比	0.0	0.0	5.0			
	実利用者数	人	計画	1	1	1	2	3	4
			実績	0	0	0.2			
		%	計画比	0.0	0.0	20.0			
医療型児童発達支援	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

(月当たり)

	単位	区分	第1期			第2期			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放課後等 デイサービス	サービス量	人日	計画	10	20	30	20	20	20
			実績	0	1.7	0.3			
		%	計画比	0.0	8.5	1.0			
	実利用者数	人	計画	1	2	3	2	2	2
			実績	0	1	0.2			
		%	計画比	0.0	50.0	6.7			
保育所等 訪問支援	サービス量	人日	計画	0	0	2	4	8	12
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	0.0			
	実利用者数	人	計画	0	0	1	1	2	3
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	0.0			
居宅訪問型 児童発達 支援	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	—	—	—			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

（2）障害児相談支援サービス

障害児相談支援は、第1期の実績は0～1人となっていますが、第2期は第1期の計画値を継続したうえで、年間1人ずつ増加することを見込みます。

（月当たり）

	実利用者数	単位	区分	第1期			第2期		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児 相談支援	人	人	計画	2	2	2	2	3	4
			実績	0	0.6	0.3			
		%	計画比	0.0	30.0	15.0			

※令和2年度欄は、9月時点の月当たり実績

3 見込み量確保のための方策

（1）石巻市との協働による提供体制整備

障害児通所支援等の提供体制については、本町では対象者が少なくサービス提供事業所の確保も難しいため、石巻市と協働で確保に努めます。

具体的には、石巻市と協働で令和5年度までに児童発達支援センターを整備し、障害児通所支援等の提供体制の充実、相談支援体制の充実を図ります。

（2）障害児等の早期発見

町で実施している乳幼児健診や、保育所等において障害の疑いのある子どもを早期に発見し、必要な検査やサービスにつなげていくように努めます。

また、小中学校とも連携し、障害のある児童の特性に配慮し、必要な支援に結びつけられるように、サービス等の情報提供を行い、協力連携を図ります。

第4部 計画の推進体制

第1章 老人等保健福祉計画推進委員会での評価・点検

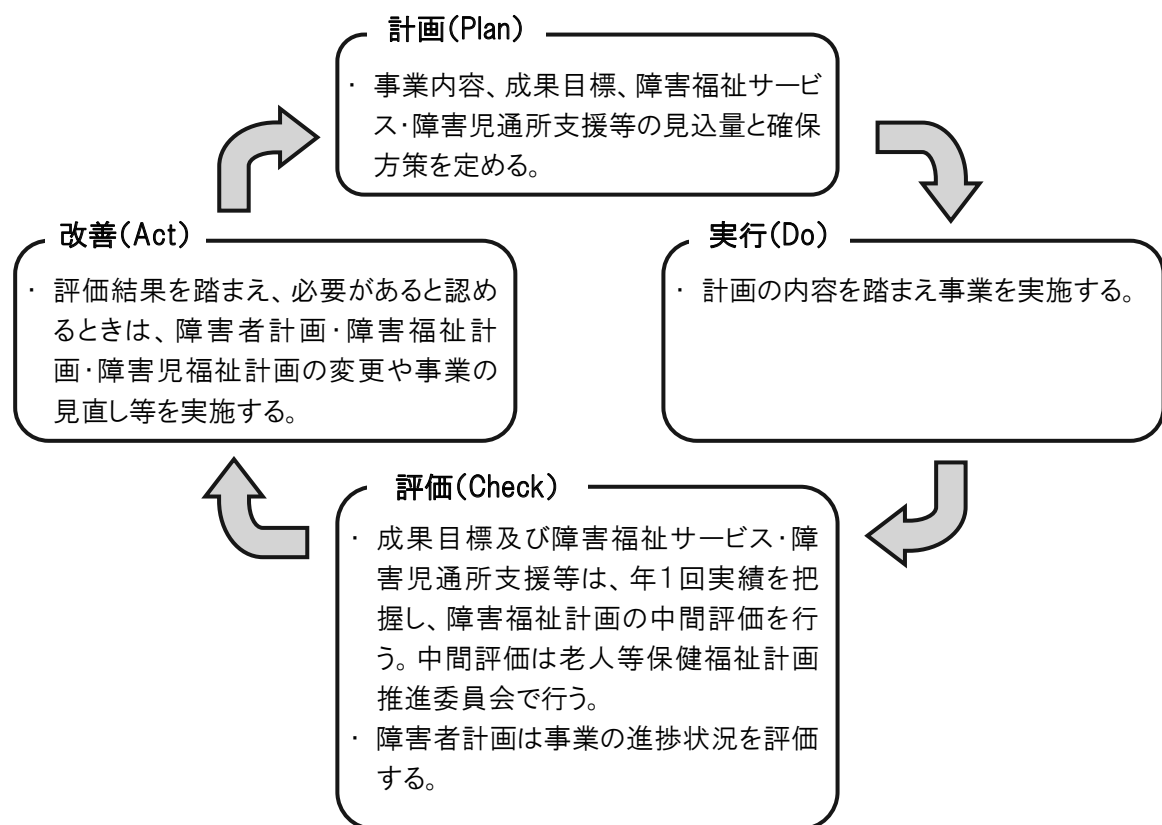
本計画を着実に推進するため、老人等保健福祉計画推進委員会を継続開催し、計画の進捗状況の把握・点検を行います。

担当課を中心に関係機関及び障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、ニーズや地域における課題等に適切に対応し、障害福祉施策を推進します。

なお、計画の進捗に当たってはPDCAサイクルにより、老人等保健福祉計画推進委員会において、障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画の成果目標、障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量について、年1回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、PDCAサイクルの各段階において、石巻市女川町自立支援協議会と連携を図り、意見等もいただきながら、計画を推進します。

図表4-1-1 PDCAサイクルの図



第2章 広域的な推進体制の構築

1 圏域の設定と事業の推進

障害福祉サービスは広域的に展開することが必要であるため、本町では石巻市並びに東松島市と合わせたサービス圏域を設定しています。石巻市女川町自立支援協議会及び東松島市自立支援協議会を設置し、相談支援体制やサービス調整、供給量の確保を行っています。

今後も引き続き、圏域における安定的なサービス提供に向けて施策を展開していきます。

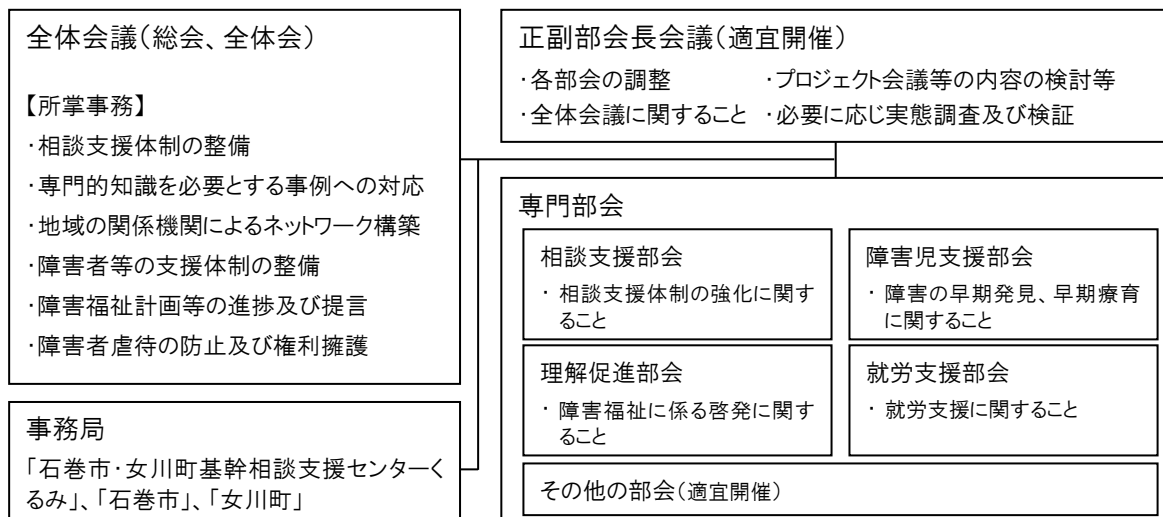
2 石巻市女川町自立支援協議会の体制充実

石巻市女川町自立支援協議会は、地域の課題について情報を共有するネットワークの中核的役割を果たし、相談支援事業をはじめとするシステムづくりを推進するために設置されました。

自立支援協議会は、地域において障害のある人の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすとともに、具体的な困難事例への対応のあり方について協議を行う場としての役割を果たしています。また、地域の関係機関によるネットワークの中核として、全体会議や専門部会による専門的視点から検討を行い、課題解決の仕組みをつくる役割を果たします。

今後はこの自立支援協議会の機能を充実させ、障害のある人が自立して地域生活を送ることができ、一人ひとりの状況にあった就労支援を図ります。

図表4-2-1 石巻市女川町自立支援協議会の体制



資料編

1 検討体制

(1) 女川町老人等保健福祉計画推進委員会

【任期：令和2年10月1日～令和4年9月30日】

(順不同敬称略)

氏名	役職等
平塚 としえ	女川町社会福祉協議会 女川町地域活動支援センター 施設長
高橋 孝信	女川町社会福祉協議会 会長
高橋 正典	女川町商工会 会長
土井 賢亮	女川町民生児童委員協議会 会長
東海 久美子	女川町食生活改善推進員
阿部 由理	女川町保健推進員
阿部 俊也	女川町身体障害者福祉協会 会長
塩森 はつみ	女川町手をつなぐ親の会 会長
○齋藤 康隆	石巻女川基幹相談支援センター センター長
小野寺 一恵	ひまわりデイサービスセンター 障がい者相談支援室 相談支援専門員
齋藤 俊美	女川町行政区長会 会長
齋藤 俊	社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホームおながわ 施設長
◎齋藤 充	女川町地域医療センター センター長
阿部 正浩	女川町社会教育委員 副議長
吉田 雅	女川町ゆぽっぽコンソーシアム 支配人

◎は委員長、○は副委員長

2 検討経緯

(1) 女川町老人等保健福祉計画推進委員会での検討

回数	開催日・場所	会議事項
第1回	令和2年11月6日(金) 女川町保健センター 保健指導室	1 高齢者福祉計画(第9次)・介護保険事業計画(第8期)について 2 障害者計画(第6次)・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)について
第2回	令和3年2月2日(火) ～2月8日(月) 書面開催	1 障害者計画(第6次)・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)について 2 パブリックコメントについて
第3回	令和3年3月24日(水) 女川町保健センター 保健指導室 ※第4回介護保険運営委員会と合同	1 高齢者福祉計画(第9次)・介護保険事業計画(第8期)について 2 障害者計画(第6次)・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)について

3 障害者計画・障害福祉計画策定のための調査の調査項目

大項目	問番号	設問
A 基本属性	問1	記入者
	問2	性別
	問3	年齢（付問：通学先、日中の過ごし方）
	問4	居住地区
	問5	家族構成（付問：同居者）
	問6	所持する手帳（程度）、難病（特定疾患）認定の有無
	問7	身体障害者手帳に記載された項目
	問8	年収
B 住まい	問9	住居形態
	問10	住居について困っていること（設計・設備、住宅事情）
B 日常生活	問11	日常生活の状況（ADL等）
	問12	介助の状況
	問13	近所づきあいの程度
C 障害福祉サービス	問14	障害福祉サービスの利用状況・利用意向
	問15	不足していると思うサービスはあるか （付問：不足しているサービスの種類）
D 外出	問16	外出の頻度（付問：主な同伴者、目的、移動手段）
	問17	外出の際に不便に思うこと
E 就労	問18	就労状況（付問：仕事の形態、月収、仕事をする上での不安、仕事をしていない理由）
	問19	今後したい仕事
	問20	障害のある人が働くために必要なこと
F 相談・情報	問21	悩みや困りごとを相談できる人の有無（付問：相談先）
	問22	福祉サービスに関する情報の入手先
	問23	希望する情報の入手媒体
G 文化芸術活動	問24	1年間に行った文化・芸術・余暇活動
	問25	文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていること
H 防災	問26	緊急時の単独避難の可否（付問：助けてくれる人の有無、助けてくれる人）
	問27	災害時の困りごとや不安なこと
I 医療	問28	医療サービスの利用状況
	問29	医師の治療の有無（付問：往診・通院回数、通院時の困りごと）
J 権利擁護	問30	市民のノーマライゼーションの理解の有無（付問：ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき）
	問31	成年後見制度の認知度
	問32	障害者差別解消法の認知度
K 施策	問33	充実を望む施策
	問34	女川町の障害のある人の施策、地域で暮らし続けるために必要なこと等に関する意見・要望（自由回答）
L 介助者の状況	問35	介助者（主として介助や支援をしている人）の本人との関係・性別・年齢
	問36	介助の負担感やストレスを軽減させるために重要なこと

4 用語集

カ行

ケアマネジメント

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

グループホーム

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等が、地域社会において共同生活を営む住居またはその形態。これらの居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられます。

高次脳機能障害

交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態。注意力や集中力の低下、記憶力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、生活に支障をきたしますが、外見上では分かりにくく、周囲の理解が得られにくいと言われています。

サ行

重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害を重症心身障害といいます。重度の知的障害及び肢体不自由の規定はなく、概ね重度の知的障害は IQ35以下もしくは IQ50以下の盲あるいは聾、肢体不自由のことであり、重度の肢体不自由は身体障害者等級の1級、2級の肢体不自由を意味するとされています。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本的理念とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害と定義しています。

自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援協議会

相談支援体制の構築をはじめ、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会をつくるために、地域の関係者が協働して、問題の解決をめざしていく場です。主な機能は、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発等があります。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護等を行います。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

夕行

地域生活支援拠点

「親亡きあと」を見据えて、相談、体験の機会・場（グループホーム等）、緊急時の受入れ・対応、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等の機能を有し、障害のある人の地域生活を支援する機能を担う体制。

ナ行

難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病等を指しています。

ノーマライゼーション

障害者基本計画では、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方とされています。

ハ行

発達障害

発達障害者支援法では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、使用されています。現在では、障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。バリアフリーとの違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールをめざしていますが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえます。

女川町

障害者計画(第6次)

障害福祉計画(第6期)

障害児福祉計画(第2期)

令和3年3月

発行:女川町(健康福祉課)

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話:0225-54-3131(代表)

